

[案]

循環型社会推進計画について

(部会報告)

平成 年 月

大阪府環境審議会循環型社会推進計画部会

## 目 次

|                                  |    |
|----------------------------------|----|
| はじめに                             | 1  |
| 1 計画の対象とする範囲について                 | 2  |
| 2 現計画の目標達成状況について                 | 3  |
| (1)一般廃棄物                         | 3  |
| (2)産業廃棄物                         | 4  |
| 3 目指すべき循環型社会の将来像について             | 5  |
| 4 次期計画の目標の考え方について                | 8  |
| 5 新たな指標の考え方について                  | 12 |
| 6 循環型社会の構築に向けた現状と課題及び施策の基本方針について | 15 |
| (1)リデュースとリユースの推進                 | 15 |
| (2)リサイクルの推進                      | 17 |
| (3)リサイクルの質の確保と向上                 | 18 |
| (4)適正処理の確保                       | 18 |
| (5)災害発生時における廃棄物の適正処理への備え         | 20 |
| (6)留意事項                          | 21 |
| ◎関係資料                            | 23 |
| ○廃棄物の発生・処理状況、社会の状況               |    |
| 1 一般廃棄物（ごみ）                      | 24 |
| 2 一般廃棄物（し尿）                      | 47 |
| 3 産業廃棄物                          | 49 |
| ○将来推計の概要                         |    |
| 1 一般廃棄物                          | 58 |
| 2 産業廃棄物                          | 61 |
| ○環境審議会関係                         |    |
| 1 大阪府環境審議会循環型社会推進計画部会委員名簿        | 63 |
| 2 審議経過                           | 64 |

## はじめに

これまで大阪府では、平成 13 年度及び平成 18 年度に大阪府廃棄物処理計画を策定し、大量に発生する廃棄物の減量化・リサイクルや不適正処理対策などの対策に取り組んできた。

平成 23 年度には、「循環型社会の構築」を目指すものとして、平成 27 年度までを計画期間とした大阪府循環型社会推進計画（以下、「現計画」という。）を策定し、3R 等の取組みを推進している。

このたび、平成 27 年 6 月に、大阪府知事から新たな循環型社会推進計画（以下、「次期計画」という。）の策定に当たっての考え方について、大阪府環境審議会に諮問されたことから、審議会に循環型社会推進計画部会を設置し、検討を進めてきた。

大阪府域における廃棄物の状況は、一般廃棄物は、現計画策定時に、1 人 1 日当たりの排出量、再生利用率、最終処分量が全国ワースト 1 であったが、平成 24 年度には 1 人 1 日当たりの排出量が、平成 25 年度には再生利用率が全国ワースト 1 からそれぞれ脱却した。また、産業廃棄物は平成 26 年度実績で排出量、最終処分量について現計画の目標を達成している。

しかしながら、一般廃棄物は、排出量、再生利用率について現計画の目標を達成できない見込みであり、産業廃棄物は、再生利用率について目標を達成できない見込みであるなど、さらなる取組みが必要である。

本報告書は、上記状況や国の「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（以下、「国の基本方針」という。）」を踏まえ、次期計画の目標の考え方、施策の基本方針、各主体の取組みの成果を実感できるような新たな指標の考え方等を、部会として取りまとめたものである。

## 1 計画の対象とする範囲について

現計画は、廃棄物処理法に基づく「廃棄物の減量その他その適正な処理」に加え、循環型社会推進基本法、大阪府循環型社会形成推進条例、大阪府環境基本条例や大阪 21 世紀の新環境総合計画等に基づく、いわゆる「循環型社会の構築」を見据えたものを対象の範囲としている。また、3Rと適正処理に関連する事項について広く捉えるとともに、「低炭素社会の構築」へ配慮することとしている。

次期計画は、現計画の対象とする範囲に加え、新たに、東日本大震災の教訓を踏まえて廃棄物処理法に規定された、非常災害時における廃棄物の適正な処理に関する事項を盛り込んだものとすべきである。

## 2 現計画の目標達成状況について

現計画では、平成 27 年度の廃棄物の排出量、再生利用量、最終処分量等の目標が掲げられており、直近実績値である平成 26 年度と比較したものは以下のとおりである。

|               | 一般廃棄物   |         |            | 産業廃棄物     |           |            |
|---------------|---------|---------|------------|-----------|-----------|------------|
|               | H22 実績  | H27 目標  | H26 実績(速報) | H22 実績    | H27 目標    | H26 実績(速報) |
| 排出量※<br>(生活系) | 346 万トン | 282 万トン | 318 万トン    | 1,450 万トン | 1,565 万トン | 1,518 万トン  |
| (事業系)         | 200 万トン | 183 万トン | 189 万トン    |           |           |            |
|               | 146 万トン | 99 万トン  | 129 万トン    |           |           |            |
| 再生利用量         | 42 万トン  | 62 万トン  | 44 万トン     | 457 万トン   | 551 万トン   | 482 万トン    |
| 再生利用率         | 12.2%   | 22%     | 13.8%      | 31.5%     | 35%       | 31.8%      |
| 最終処分量         | 50 万トン  | 35 万トン  | 39 万トン     | 47 万トン    | 49 万トン    | 38 万トン     |

※集団回収量含む。

### (1) 一般廃棄物

- ・排出量は削減が進み、平成 22 年度実績の 346 万トンから平成 26 年度実績は 318 万トンとなっている。現行の国の基本方針では「平成 19 年度に対し 5%削減」という目標であり、平成 19 年度実績の 407 万トンに対し平成 26 年度実績は約 22%削減になっており、目標を達成している。しかしながら、現計画における平成 27 年度目標の 282 万トンには達していない。
- ・生活系の排出量は、詰め替え商品の普及などの取組みの進展により削減し、平成 27 年度目標の 183 万トンに対し、平成 26 年度実績は 189 万トンとなっている。平成 22 年度から平成 26 年度まで毎年 3 万トン減少しており、このまま取組みが続くと、排出量の平成 27 年度目標のうち、生活系の排出量の 183 万トンに近いものになると考えられる。
- ・事業系の排出量は、併せ産廃の搬入禁止や展開検査の強化等により削減が進んだものの、平成 26 年度実績は 129 万トンであり、排出量の平成 27 年度目標のうち、事業系の排出量の 99 万トンより多くなっている。
- ・現計画策定後、新たに 2 市町がプラスチック製容器包装を分別収集するなど、分別収集の取組みの進展等により、平成 22 年度より再生利用量は増加し、再生利用率は上昇したが、平成 27 年度目標は下回る見込みである。
- ・最終処分量は削減が進み、平成 22 年度実績の 50 万トンから、平成 26 年度実績は 39 万トンとなっている。平成 22 年度から平成 26 年度まで毎年 3 万トン減少しており、このまま取組みが続くと平成 27 年度は概ね目標である 35 万トンに近いものになると考えられる。

## (2) 産業廃棄物

- 排出量は、平成 26 年度実績が 1,518 万トンであり、平成 27 年度目標の 1,565 万トンに對して目標を達成している。これは、建設業等における排出抑制の取組みの進展が主な要因と考えられる。
- 再生利用量は、平成 26 年度実績が 482 万トンであり、平成 27 年度目標の 551 万トンを下回った。これは、再生利用率が高いコンクリート塊の排出量が目標設定時の想定より少なかったことが主な要因と考えられる。
- 再生利用率は、平成 26 年度実績が 31.8%であり、平成 27 年度目標の 35%を下回った。これは、想定よりも、建設汚泥の水分量が多かったことや、再生利用率が高いコンクリート塊の排出量が少なかったことが主な要因と考えられる。
- 最終処分量は、平成 26 年度実績が 38 万トンであり、平成 27 年度目標の 49 万トンに對して目標を達成している。これは、上水汚泥を園芸用土の原料に再生利用する取組みや、製造業での汚泥を再生利用する取組みの進展が主な要因と考えられる。

### 3 目指すべき循環型社会の将来像について

「大阪 21 世紀の新環境総合計画（平成 23 年 3 月）」において、循環型社会の目指すべき将来像（長期的視点・概ね 2050 年の将来像）は、以下のように示されている。

概ね 2050 年の将来像（大阪 21 世紀の新環境総合計画（平成 23 年 3 月））

資源の循環的な利用が自律的に進む社会が構築され、廃棄物の排出量が最小限に抑えられている。また、生じた廃棄物はほぼ全量が再生原料として使用され、製品として購入されることによって循環し、最終処分量も必要最小限となっている。

循環型社会の将来像（長期的視点）を目指して、「もの」の製造から廃棄に至る過程における生活様式、事業活動、適正処理の視点での社会の具体像についてイメージしたものは以下のとおりである。

#### ◎生活様式

- ・ものの購入時には、ごみになりにくいもの、使用後のリサイクルが容易なもの、長期間使用できる製品のほか、再生資源を用いたリサイクル製品が優先的に購入されている。
- ・修理（リペア）や機能追加（グレードアップ）による長期間使用や、フリーマーケット、リサイクルショップを活用したリユースの考え方が広く普及している。
- ・家庭での減量化などの排出抑制のほか、使用後のものの廃棄の際には、適切な分別排出によりリサイクルに積極的に協力している。
- ・リース、レンタルなどの利用により、ものを所有することから機能のみを所有するという考え方が広がっている。

#### ◎事業活動

- ・原材料には、再生資源や再生可能な資源等が選択されている。
- ・製品の設計時には、ごみになりにくいもの、使用後のリサイクルが容易なもの、長寿命化への配慮が徹底されている。
- ・販売した製品の長期間使用をサポートするため、修理（リペア）や機能追加（グレードアップ）、改修の体制が整備されている。
- ・リース、レンタルに加え、拡大生産者責任の考え方に基づく、製造事業者による使用済み製品の回収、再生利用が広く普及している。
- ・循環資源にかかる情報の開示・データベース化により業種を越えた効率的なリサイクルシステムが整備されている。

### ◎適正処理

- ・ 経済活動で使用されたものは、様々なシステムにより、その多くが循環的な利用がされており、どうしてもリサイクルできないものだけが、最終的に廃棄物として処分されている。
- ・ 排出者による適正処理の徹底、関係機関による監視網の整備、土地所有者による自主管理の徹底、廃棄物処理業者の優良化などにより社会全体に不適正処理を許さない機運が熟成し、不法投棄や不適正保管は未然に防止されている。
- ・ 廃棄物の処理施設では、資源化施設が設置され、再使用、再生利用した後、素材としてリサイクルできないものは、焼却時に熱回収が行われている。

これらの循環型社会の将来像に至るまでの資源の流れと取組みの方向性のイメージを次頁にまとめた。図における線の太さがものの流れの「量」を表している。

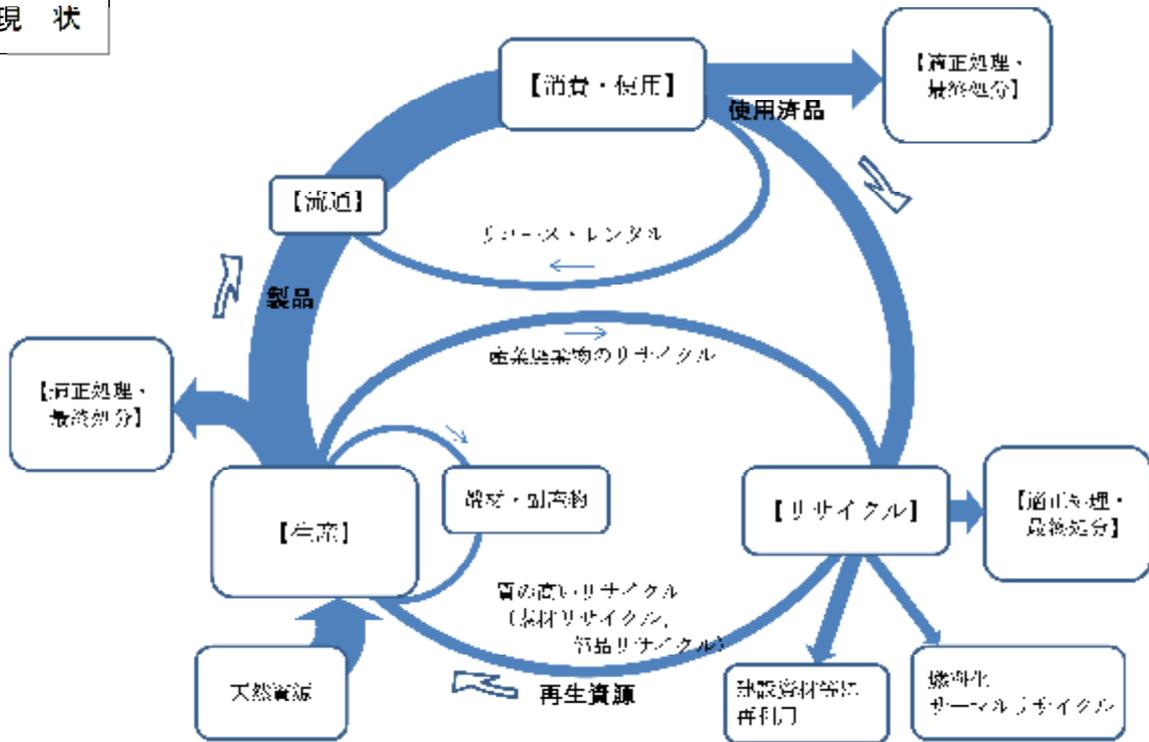
現状では、「生産」から「消費・使用」に至る量が多くなっており、「生産」段階で多くの天然資源が投入され、「消費・使用」後には多くの使用済み品が廃棄物として処理され、最終処分されている。

目指すべき将来像では、「消費・使用」に向かう製品の流れは、概ね現状の規模を維持しながら、「消費・使用」の後、廃棄物として処理・最終処分される量が限りなく少なくなることを目指すものである。

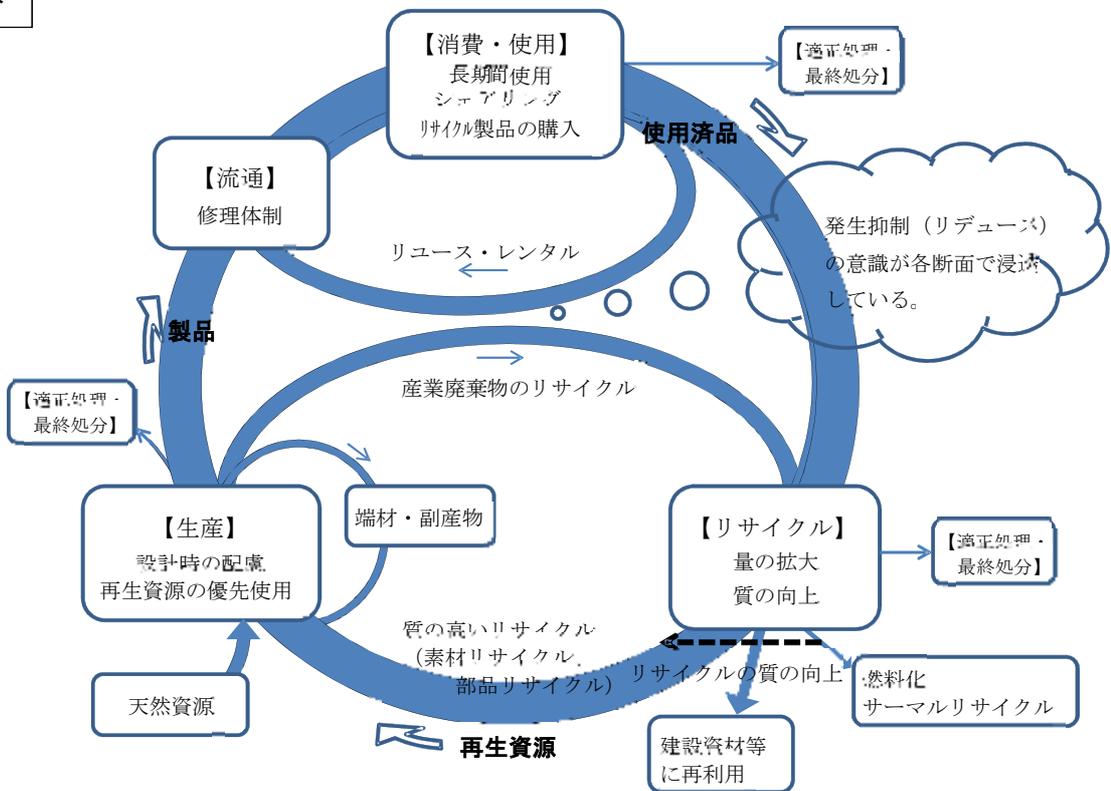
これは、発生抑制など3Rの取組みの進展により、外部からの天然資源の投入量を削減し、循環的な利用がされず処理・最終処分される量が最小化されることによって実現されるものである。また、その際「リサイクル」の段階では、素材へのリサイクルなど、より質の高いリサイクルが優先されている。

# 《循環型社会における資源循環の流れ》

現状



将来像



## 4 次期計画の目標の考え方について

次期計画の最終年度である平成 32 年度の目標は、目指すべき循環型社会の将来像の実現に向け、府民・事業者・市町村によるこれまでの取組み、現計画の目標達成状況や将来推計などを踏まえて設定すべきである。

また、次期計画の目標は、我が国全体としての目標を示している国の基本方針との整合性に配慮しつつも、府域の特性などを踏まえたものとするべきである。

### ◎国の基本方針（平成 32 年度目標）

|                      | 一般廃棄物                         | 産業廃棄物                         |
|----------------------|-------------------------------|-------------------------------|
| 排出量                  | 約 12%削減（平成 24 年度比）            | 約 3%増（平成 24 年度比）に抑制する。        |
| 再生利用率                | 約 21%（平成 24 年度）から約 27%に増加させる。 | 約 55%（平成 24 年度）から約 56%に増加させる。 |
| 最終処分量                | 約 14%削減（平成 24 年度比）            | 約 1%削減（平成 24 年度比）             |
| 1 人 1 日当たりの生活系ごみ排出量* | 500 g                         |                               |

※集団回収量、資源ごみ等を除く

#### (1)一般廃棄物

排出量、最終処分量の目標は府民・事業者・市町村といった各主体のこれまでの取組みにより、排出量、最終処分量の削減が進んでいることも踏まえ、国の基本方針の目標と同程度以上の削減を目標とするべきである。

併せて、国の基本方針で新たに一般廃棄物の減量化の目標となった「1 人 1 日当たりの生活系ごみ排出量（集団回収量、資源ごみ等を除く）」について、国の基本方針との整合性に配慮し、次期計画の目標として設定するとともに、その目標は、国の基本方針の目標と同程度以上の削減とするべきである。

国の基本方針は、我が国全体の目標として、排出量に対する再生利用量の割合である再生利用率も、排出量や最終処分量とともに、一般廃棄物に関する目標としている。

しかしながら、事業者においてごみの排出を抑えた商品の製造や販売が進み、消費者が詰め替え商品や簡易包装等の商品を選択するといった「消費者・事業者等におけるリデュースの取組み」が進めば進むほど再生利用量は減少し再生利用率を上げることが難しい状況にある。

一般廃棄物の再生利用率の算出方法において、市町村が資源化にほぼ関与していない事業系ごみの排出状況や資源ごみの行政回収の比率により、再生利用率に差が生じることになる。

加えて、大阪府は事業所数が多い（1 km<sup>2</sup>当たり事業所数 府：235、神奈川県：134）、昼間人口が多い（府：928万人、神奈川県：825万人）、昼夜間人口比率が高い（府：104.7、神奈川県：91.2）といった特性がある。

また、現状のまま推移した場合の平成32年度の推計値（単純将来推計値）及び対策を見込んだ場合の推計値を従前の考え方で算出すると以下のとおりである。（詳細は、関係資料 P58）

再生利用量や再生利用率の目標設定にあたっては、再生利用率の算出方法、府域の特性、将来推計値等を踏まえて、十分に検討すべきである。

| 区 分  | 現計画             |                | H32 推計            |                             |                   |                   |                   |
|--|-----------------|----------------|-------------------|-----------------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
|  | 現計画<br>目標 (H27) | H26 実績<br>(速報) | 単純将来              | 対策を見込んだ場合の推計値 <sup>※2</sup> |                   |                   |                   |
|  |                 |                |                   | 15%削減                       | 30%削減             | 45%削減             | 60%削減             |
| 排出量  | 282 万トン         | 318 万トン        | 286 万トン<br>(▲16%) | 278 万トン<br>(▲18%)           | 271 万トン<br>(▲20%) | 264 万トン<br>(▲22%) | 257 万トン<br>(▲25%) |
| 生活系  | 183 万トン         | 189 万トン        | 173 万トン           | 172 万トン                     | 170 万トン           | 169 万トン           | 168 万トン           |
| 事業系  | 99 万トン          | 129 万トン        | 113 万トン           | 107 万トン                     | 101 万トン           | 95 万トン            | 89 万トン            |
| 1人1日当たりの<br>生活系ごみ排出量<br>(集団回収量・資源<br>ごみ排出量を除く) | 384g/日・<br>人    | 451g/日・<br>人   | 423g/日・<br>人      | 403g/日・<br>人                | 384g/日・<br>人      | 365g/日・<br>人      | 345g/日・<br>人      |
| 再生利用量  | 62 万トン          | 44 万トン         | 39 万トン            | 44 万トン                      | 49 万トン            | 54 万トン            | 59 万トン            |
| 再生利用率  | 22%             | 13.8%          | 13.6%             | 15.8%                       | 18.0%             | 20.3%             | 22.8%             |
| 中間処理による<br>減量                                  | 184 万トン         | 235 万トン        | 212 万トン           | 202 万トン                     | 192 万トン           | 181 万トン           | 171 万トン           |
| 最終処分量  | 35 万トン          | 39 万トン         | 34 万トン<br>(▲28%)  | 32 万トン<br>(▲31%)            | 31 万トン<br>(▲35%)  | 29 万トン<br>(▲38%)  | 27 万トン<br>(▲42%)  |

※1：( ) 内は、平成24年度に対する増減の割合である。

※2：生活系ごみについては手つかず食品の排出量、資源化可能な紙ごみ及びプラスチック製容器包装の混入、事業系ごみについては、プラスチック及び資源化可能な紙ごみの混入をそれぞれ15%、30%、45%、60%削減した場合の推計値

## (2) 産業廃棄物

排出量、最終処分量の目標は、平成 26 年度実績が平成 27 年度目標を達成していることを踏まえ、国の基本方針の目標と同程度以上の削減を目標とすべきである。

国の基本方針は、我が国全体の目標として、排出量に対する再生利用量の割合である再生利用率も、排出量や最終処分量とともに、産業廃棄物に関する目標としている。

しかしながら、都道府県ごとに産業構造等が異なるため廃棄物の排出構成も異なっており、また、再生利用率は排出される産業廃棄物の種類によって異なる。

種類ごとの排出構成をみると、全国平均では、汚泥が約 4 割、がれき類、動物のふん尿がそれぞれ約 2 割となっているが、大阪府では、汚泥が約 7 割、がれき類が約 2 割、動物のふん尿は約 0.4%となっている。

汚泥は多くの水分を含んでおり、再生利用が可能な量は水分を除いた部分に限られるため、再生利用率は低い値になる。また、汚泥の排出量全体に占める割合が大きいことから、他の廃棄物の再生利用量が増加しても、再生利用率は上がりにくい構造にある。なお、再生利用率から水分の影響を除くため、排出量から減量化量（主に水分）を除いた再生利用率で表すと、約 93%となる。

加えて、動物のふん尿の再生利用率は高いが、大阪府の排出量全体に占める割合が小さいことも再生利用率が低い要因である。

また、現状のまま推移した場合の平成 32 年度の推計値（単純将来推計値）及び対策を見込んだ場合の推計値を従前の考え方で算出すると以下のとおりである。（詳細は、関係資料 P61）

再生利用量や再生利用率の目標設定にあたっては、再生利用率の算出方法、府域の特性、将来推計値等を踏まえて、十分に検討すべきである。

| 区 分         | 現計画          |                | 単純将来                 | H32 推計                      |                      |                      |                      |
|-------------|--------------|----------------|----------------------|-----------------------------|----------------------|----------------------|----------------------|
|             | 現計画<br>目標    | H26 実績<br>(速報) |                      | 対策を見込んだ場合の推計値 <sup>※1</sup> |                      |                      |                      |
|             |              |                |                      | 15%削減                       | 30%削減                | 45%削減                | 60%削減                |
| 排出量         | 1,565<br>万トン | 1,518<br>万トン   | 1,531 万トン<br>(+0.9%) | 1,534 万トン<br>(+1.0%)        | 1,537 万トン<br>(+1.2%) | 1,539 万トン<br>(+1.4%) | 1,542 万トン<br>(+1.6%) |
| 再生利用量       | 551<br>万トン   | 482<br>万トン     | 491 万トン              | 494 万トン                     | 496 万トン              | 498 万トン              | 500 万トン              |
| 再生利用率       | 35%          | 31.8%          | 32.1 %<br>(+0.3%)    | 32.2 %<br>(+0.4%)           | 32.3 %<br>(+0.5%)    | 32.4 %<br>(+0.6%)    | 32.4 %<br>(+0.6%)    |
| 中間処理による減量化量 | 965<br>万トン   | 998<br>万トン     | 1,002 万トン            | 1,003 万トン                   | 1,004 万トン            | 1,004 万トン            | 1,005 万トン            |
| 最終処分量       | 49<br>万トン    | 38.1<br>万トン    | 38.4 万トン<br>(+0.8%)  | 36.8 万トン<br>(▲3.5%)         | 36.9 万トン<br>(▲3.1%)  | 37.1 万トン<br>(▲2.7%)  | 37.2 万トン<br>(▲2.3%)  |

( ) 内は、平成 26 年度に対する増減の割合である。国の基本方針は、直近で実態を把握している平成 24 年度を基準年度としているが、大阪府では、平成 26 年度に実態を把握しているため、平成 26 年度を基準年度としている。

※1：事業系一般廃棄物の分別徹底による加算等を見込んだもの（事業系一般廃棄物に混入しているプラスチック類の 15%、30%、45%、60%が産業廃棄物として排出されるケースでそれぞれ推計）に、混合廃棄物の発生抑制及び再生利用の促進を含めて推計した。混合廃棄物発生抑制対策の見込みは、建設リサイクル推進計画（国土交通省）における平成 30 年度目標値として推計した。

### (3)大阪 21 世紀の新環境総合計画の目標について

大阪府循環型社会推進計画は大阪 21 世紀の新環境総合計画の資源循環分野の実行計画でもあるため、次期計画の目標設定については、両計画の整合性を確保すべきである。

- ・これまで、循環型社会形成推進基本法（平成 12 年度施行）等に基づき、3R の取組みを推進してきたが、国は、平成 25 年 5 月に策定した第 3 次循環型社会推進基本計画で、リデュース、リユースの取組みがより進む社会経済システムの構築を目指すことを掲げた。
- ・排出量は主にリデュース、リユースの取組みの成果、再生利用率は主にリサイクルの取組みの成果を表すものである。  
一般廃棄物の目標は、府民・事業者・市町村による 3R の取組み全体の成果を表すものとして、最終処分量で設定することが適当である。
- ・産業廃棄物は、平成 26 年度の最終処分量は 38 万トンであり、大阪 21 世紀の新環境総合計画の平成 32 年度目標である 48 万トン以下を既に達成していることから、産業廃棄物の目標を次期計画の目標に改めることが適当である。

◎大阪 21 世紀の新環境総合計画の 2020 年（平成 32 年）の目標

|       |                                  |
|-------|----------------------------------|
| 一般廃棄物 | リサイクル率を倍増（2008 年度（11.5%）比）       |
| 産業廃棄物 | リサイクル等の推進により、最終処分量を 48 万トン以下とする。 |

## 5 新たな指標の考え方について

現行の排出量、再生利用率、最終処分量といった目標には、一般廃棄物においては家庭から排出される生活系ごみと事業所から排出される事業系ごみを合わせた排出量で表していることや、産業廃棄物においては水分を多く含む汚泥の影響を受けること等の課題がある。

そのため、府民・事業者・市町村といった各主体が取組みの成果をより実感できるよう新たな指標を設定することが必要である。

今後、新たな指標を活用し、各主体の取り組み状況の推移を確認するだけでなく、プラスチック製容器包装の分別など、各主体の取り組みを促進していくことが必要である。

### (1) 一般廃棄物

- ・新たな指標は、各主体が取組みの成果をより実感できるものであり、以下の推移を確認することが適当である。
  - a 「1人1日当たり生活系ごみ排出量（資源ごみ排出量を含む）」については、削減が進んでいるか。
  - b 「生活系ごみ分別排出率」、「主に行政のみで分別収集が行われている品目の再生利用率」については、分別排出・再生利用が進み、率が上がっているか。
  - c 「最終処分率」については、最終処分量が削減され、率が下がっているか。
- ・なお、事業系一般廃棄物については、事業所数、業種、規模の違いや昼夜間人口比率等の影響を受けるため、今後、さらに検討を進めていく必要がある。

| ごみ<br>処理<br>段階 | 指標の考え方  | 新たな指標<br>○：生活系ごみ<br>◎：生活系ごみ+事業系ごみ         |
|----------------|---|---|
| 発生             | <ul style="list-style-type: none"> <li>生活系ごみと事業系ごみを分けて表す。</li> <li>府民の実感に近く、現状を把握できるよう、生活系ごみ排出量を「1人1日当たり」で表す。</li> </ul>  | ○1人1日当たりの生活系ごみ排出量（資源ごみ排出量を含む）             |
| 排出<br>～<br>収集  | <ul style="list-style-type: none"> <li>市町村による分別収集体制の整備及び府民への浸透の状況を表す。</li> <li>府民による分別排出の状況を表す。</li> </ul>  | ○生活系ごみ分別排出率 <sup>※1</sup>                 |
| 処理             | <ul style="list-style-type: none"> <li>市町村による回収が中心となって回収、再生利用されている品目（<u>ガラス類、ペットボトル、プラスチック類、布類、紙製容器包装</u>）の再生利用量に基づいて算出する。</li> <li>新聞や段ボール等の古紙や缶等については、市町村による回収だけでなく、民間事業者による回収を含めて社会全体でのリサイクルのシステムが構築されていることを考慮する。</li> </ul> | ◎主に行政により分別収集が行われている品目の再生利用率 <sup>※2</sup> |
|                | <ul style="list-style-type: none"> <li>分別排出・分別収集や、市町村におけるごみ処理工程における減量の成果を考慮しながら、最終処分量削減の進捗を表す。</li> </ul>   | ◎最終処分率<br>(最終処分量/排出量)                     |

※1：生活系ごみ分別排出率

$$= (\text{生活系資源ごみ排出量} + \text{集団回収量}) / (\text{生活系混合・可燃ごみ排出量} + \text{生活系資源ごみ排出量} + \text{集団回収量}) \times 100$$

※2：主に行政により分別収集が行われている品目の再生利用率

$$= (\text{ガラス類、ペットボトル、プラスチック類、布類、紙製容器包装の資源化量}) / \{ \text{生活系ごみ排出量} + \text{事業系ごみ排出量} + \text{集団回収量} - (\text{ガラス類、ペットボトル、プラスチック類、布類、紙製容器包装以外の品目の資源化量}) \} \times 100$$

## (2) 産業廃棄物

・再生利用や最終処分を取組みをより実感できるものとするために、排出量から減量化量を除いた指標を用いて、状況を確認することが適当である。

a : 排出量から減量化量を除いた再生利用率

b : 排出量から減量化量を除いた最終処分率

| ごみ<br>処理<br>段階 | 指標の考え方  | 新たな指標  |
|----------------|---|--|
| 処理             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・汚泥等に含まれる水分の影響等を除いて再生利用の状況を表す。</li> </ul>                                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・排出量から減量化量を除いた再生利用率<br/> <math display="block">\frac{\text{再生利用量}}{\text{排出量} - \text{減量化量}}</math> </li> </ul> |
|                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・排出量の増減の影響を受けない指標で表す。</li> <li>・汚泥等に含まれる水分の影響等を除いて最終処分の状況を表す。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・排出量から減量化量を除いた最終処分率<br/> <math display="block">\frac{\text{最終処分量}}{\text{排出量} - \text{減量化量}}</math> </li> </ul> |

## 6 循環型社会の構築に向けた現状と課題及び施策の基本方針について

次期計画期間中における施策の基本方針は以下のとおりである。

### (1) リデュースとリユースの推進

#### ① 現状と課題

- ・府民による廃棄物の排出削減や適正な分別排出、市町村による容器包装廃棄物の分別収集、生活系ごみの有料化、廃棄物減量等推進員との連携による普及・啓発などの取組みがなされている。  
排出削減等の取組みにより、生活系ごみの1人1日当たりの排出量は全国と比べて少なくなっているが、組成調査によると、食品ロスを含めた厨芥類の占める割合が高い。
- ・生活系ごみの有料化に併せて、分別収集の品目や頻度を増やすことにより、生活系ごみの排出量が減少している市町村がある。  
一方で、有料化を実施していないが、プラスチック製容器包装など分別収集の取組みにより、生活系ごみの排出量が減少している市町村もある。
- ・現行の目標値である排出量は生活系ごみだけでなく、事業系ごみを含めた総排出量となっており、現行の排出量だけでは、生活系ごみに関する取組みを十分に表せていない。
- ・市町村において排出事業者への周知や展開検査の強化などの取組みがなされているが、事業系ごみの1人1日当たりの排出量は全国と比べて多く、資源化可能な紙類や産業廃棄物であるプラスチック類が混入している。
- ・市町村において、衣類・食器等の交換会、掲示板による不用品の交換、フリーマーケット、おもちゃの病院など、リユースやリペアの取組みがなされている。
- ・3Rに関する府民の意識と行動に関する調査（平成27年8月実施）では、日頃から実施している3Rの取組みとして、約60%が「詰め替え商品の購入や適正な分別排出をしている」を回答し、「フリーマーケット等を利用している」は約12%の回答となっている。
- ・産業廃棄物の排出量は、平成7年度以降減少してきたが、平成26年度は平成22年度に比べ68万トン増加し、そのうち約3割が製造業で、残りの約7割が排出抑制の難しい上下水道業によるものであった。
- ・昭和40年代から50年代にかけて多数の建築物や土木構造物が建てられており、これらが更新時期を迎えることから、今後、解体廃棄物として多量に発生する可能性が指摘されている。

#### ② 施策の基本方針

##### ○ ごみを出さないライフスタイル

- ・発生抑制の取組みを進めるため、引き続き、ごみになりにくい商品の製造や簡易包装の推進、使用後に再生利用しやすい製品設計など、ごみの排出を抑えた商品の製造・販売

を基本とする事業活動を促進することが必要である。

併せて、消費者が詰め替え商品や簡易包装等の商品を選択することなど、ごみを出さないライフスタイルが定着するように努めることが必要である。

### ○リユースの促進

・使用済みとなったものでも、再使用可能なものはフリーマーケットや交換会などを通じて、繰り返し使用されることを促進する必要がある。

### ○生活系ごみの排出抑制

・新たな指標を活用し、市町村、府民、事業者といった各主体が取組みの成果をより実感できるようにしていくとともに、食品ロスなど厨芥類の削減に向け、府民などへの働きかけが必要である。

### ○生活系ごみの有料化の推進

・平成 20 年度以降に生活系ごみの有料化を実施した府内市町では、有料化の導入直後、ごみの収集量が減少し、その後、概ね維持されている。

また、国の「一般廃棄物処理有料化の手引き」において、一般廃棄物処理を有料化することにより、一般廃棄物の排出量の抑制が期待できるとされている。

・府内の有料化の状況や国の方針も踏まえ、引き続き、有料化の実施状況の把握や情報提供に努めていくとともに、今後は、市町村の取組み状況や府内外の先進的な取組み事例等の情報提供を行うことが必要である。

・また、生活系ごみの有料化の導入にあたっては、住民の理解を得ることに加え、有料化の導入後、いったん減少したごみの量が元に戻るリバウンド現象が起こりにくい制度設計や排出削減の受け皿となる資源ごみの分別収集の拡充に配慮することが必要である。

### ○事業系ごみの排出抑制

・市町村に対し府内外の先進的な取組み事例の情報提供を行うことで、市町村による事業者への排出抑制の取組みを促進し、資源化可能な紙類や産業廃棄物の混入削減を進めることが必要である。

### ○産業廃棄物の排出抑制

・産業廃棄物を多量に排出する事業者について、引き続き、廃棄物の発生抑制の取組みを促進するなどの指導を進めることが必要である。

今後は、多量排出事業者以外の事業者に対しても、生産工程の見直しによる端材・副産物の発生抑制事例など、多量排出事業者等が実施している先進的な取組みに関する情報提供等、広く排出抑制の取組みを促進することが必要である。

## ○建築物等の長寿命化の促進

- ・府有建築物や土木構造物を引き続き適切に維持管理し、良質なストックとして長期間活用することが必要である。
- ・さらに、建築物においては、設計段階から長寿命化について配慮することも必要である。

## (2)リサイクルの推進

### ①現状と課題

- ・現計画策定後、新たに2市町がプラスチック製容器包装を分別収集するなど、分別収集の取組み等の進展により、再生利用率は平成22年度より上昇した。
- ・現行の再生利用率は紙類や缶の軽量化といった社会情勢の変化により再生利用量が影響を受けるだけでなく、市町村が関与せずに再生利用されるものについて考慮されておらず、現行の再生利用率だけでは、各主体の取組みを十分に表せていない。
- ・市町村によって、プラスチック製容器包装など分別収集の状況が異なる品目がある。
- ・産業廃棄物の再生利用率については、水分がほとんどを占める汚泥の割合が全国と比べて高く、その影響により、現行の再生利用率だけでは再生利用の進展を十分に表せていない。
- ・建設混合廃棄物の排出量は平成22年度から約3.4万トン増加しており、工事現場での分別による建設廃棄物のリサイクルは進んでいない。

### ②施策の基本方針

#### ○容器包装廃棄物などの分別収集の促進

- ・新たな指標を活用し、市町村、府民、事業者といった各主体が取組みの成果をより実感できるようにしていくことが必要である。
- ・府と市町村が情報交換を行っていくことで、より一層、市町村の取組みを促進することが必要である。
- ・引き続き、容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、小型家電リサイクル法等各種リサイクル法及び廃棄物処理法に基づき、適正にリサイクルしていくことが必要である。

#### ○産業廃棄物のリサイクルの促進

- ・今後とも再生利用の取組みが後退しないよう、各主体の取組みの継続が必要である。
- ・今後は、資源ロスを少なくするために、リサイクルより上流側の、排出段階における分別などの取組みを促進する視点が必要である。  
特に、建設混合廃棄物については、排出段階である工事現場における品目ごとの適切な分別によるリサイクルの促進が必要である。
- ・新たな指標を活用し、産業廃棄物の再生利用の状況を実感できるようにすることが必要である。

### (3) リサイクルの質の確保と向上

#### ①現状と課題

- ・燃料化や埋立て用資材などへのリサイクルは一回限りであるが、素材として繰り返しリサイクルすることは質の高いリサイクルと言える。
- ・大阪府リサイクル製品認定制度について、平成 27 年度に改正され「より質の高いリサイクル」を促進するための「繰り返しリサイクルされる製品」認定スキームが追加されたところである。現在、全認定製品（261 製品）のうち、製品の使用済品を素材として使用できるとされているものは 30 製品程度あるが、新制度創設直後であり、本スキームにより認定された製品はない。
- ・建築物の解体等に伴い発生するコンクリート塊は、現在は主に道路路盤材用の再生砕石として再生利用されているが、今後、再生砕石の在庫が過多となる可能性が指摘されている。
- ・また、分別が不十分で多くの素材が混在していたり、汚れなどの不純物が付着している場合などは、質の高いリサイクルが困難な場合が多い。

#### ②施策の基本方針

##### ○質の高いリサイクルの優先

- ・リサイクルの際には、省資源・資源循環のために質の高いリサイクルの優先を促進し、できる限り素材への再生利用が優先されるよう促していく必要がある。  
その際にはリサイクルに必要なエネルギー量など環境保全の観点や経済的側面等も踏まえた実行可能性について考慮が必要である。
- ・大阪府リサイクル製品認定制度における「繰り返しリサイクルされる製品」の認定について、スキームの周知を図り認定を進めるとともに、認定された製品の普及に努める必要がある。
- ・現状はほとんどが道路路盤材用の再生砕石として利用されているコンクリート塊について、経済性や供給状況を踏まえながら、引き続きコンクリート原料としての用途へ拡大していく必要がある。
- ・産業廃棄物の排出事業者に、再生利用の状況や素材として利用するための適切な分別に関する情報提供等を行う必要がある。

### (4) 適正処理の確保

#### ①現状と課題

- ・市町村や一部事務組合では、家庭や事業所から排出される一般廃棄物を法令等に基づき適正に処理するとともに、ダイオキシン類の測定結果等や維持管理の状況の公表、府による一般廃棄物焼却施設の立入検査も実施されている。
- ・市町村や一部事務組合が設置している焼却炉には稼働年数が 25 年を超えているなど、老朽化が進んでいるものもある。

- ・産業廃棄物は、排出事業者責任に基づき適正な処理が必要であるが、産業廃棄物の不適正処理は、小規模な事案が大半であるものの、依然として発生している。
- ・産業廃棄物処理業者に対しては、厳正な審査の上、許可を行うとともに、許可後も処理状況を定期的に確認している。
- ・また、優良産業廃棄物処理業者認定制度については、収集運搬業者、処分業者を対象として平成 23 年度に運用開始されたが、現状では全許可業者に占める認定業者の割合はそれぞれ約 1.5%、約 10%である。
- ・有害物質を含む廃棄物について、高度経済成長期に多量に建設された建築物等が、今後、更新時期を迎えることから、廃石綿や石綿含有建材の排出の増加が予想され、建物解体前の事前調査不足や不十分な分別など、粗雑な解体が行われると、石綿の飛散やがれき類への混入につながる恐れがある。  
 また、水俣条約の採択を受け、新たに水銀廃棄物の処理基準が廃棄物処理法に規定されたことから、今後一層の適正な回収、管理が必要となる。  
P C B 廃棄物について、P C B 廃棄物保管事業者は、保管状況等を届出し、処理期限までに処理しなければならない。
- ・大阪府域は市街化区域で高度に土地利用が進んでいること、また、市街地の近郊部では、自然公園のほか砂防法や農業振興地域の整備に関する法律等により土地の自由使用を規制された地域が散在していることから、内陸部での新たな最終処分場の確保は困難な状況にある。
- ・近隣府県市町村等と協力して、大阪湾フェニックス事業を推進し、最終処分場を確保しているが、現在の処分場における廃棄物の受入は平成 39 年度に終了する予定である。  
 現在、次期処分場の整備に向け関係者間で合意形成を図るよう協議・調整が進められている。

## ②施策の基本方針

### ○一般廃棄物の適正処理

- ・引き続き、維持管理状況等の公表、立入検査等を実施することで、市町村や一部事務組合において一般廃棄物を適正に処理していくことが必要である。
- ・また、国の基本方針において「焼却施設については焼却が必要な一般廃棄物量を適正に焼却できるよう、広域的かつ計画的な整備を推進することとする」とされており、計画的に長寿命化対策や建替えを進めていくことで、今後とも一般廃棄物を適正に処理していくことが必要である。

### ○排出事業者等に対する指導・監視の徹底

- ・適正な処理費用の負担、契約締結、マニフェスト交付等に係る指導の徹底・周知啓発により、引き続き、排出事業者による適正処理を確保していくことが必要である。
- ・不適正処理事案に対する監視パトロールや土地所有者への土地管理の啓発などにより、

引き続き、不適正処理の早期発見・是正が必要である。

#### ○産業廃棄物処理業者の指導・育成

- ・産業廃棄物処理業者における適正処理を確保するため、引き続き立入検査等による指導を行うことが必要である。
- ・産業廃棄物処理業者の優良認定制度について、処理業者の認定取得への意識を高めるとともに、優良認定制度に関する排出事業者への情報提供が必要である。

#### ○有害物質を含む廃棄物の適正処理

- ・有害物質を含む廃棄物は、廃棄物の種類に応じた処理が確実に実施されることが必要である。
- ・廃石綿や石綿含有建材、水銀廃棄物は、排出段階において適切に区分して排出されるよう、引き続き、事業者への指導を徹底していくことが必要である。
- ・P C B廃棄物については確実に保管・処理されるよう事業者への指導を徹底していくことが必要である。

#### ○最終処分場の確保

- ・最終処分場は、適正処理の受皿として重要な施設である。3 Rの取組みをさらに推進することにより最終処分量の削減を図り、既存の最終処分場をできるだけ長く使用するとともに、今後とも継続的・安定的な処理を行うために最終処分場を確保するという観点が必要である。
- ・大阪湾フェニックス事業の推進にあたっては、以上の考え方にたちながら、次期処分場整備の具体化に向けて取り組むことが重要である。  
なお、フェニックス事業は大阪湾に処分場を整備するものであることから、瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく埋立の基本方針に十分配慮することが必要である。

### (5) 災害発生時における廃棄物の適正処理への備え

#### ① 現状と課題

- ・市町村は域内の災害廃棄物処理の責任を有しているが、南海トラフ巨大地震等大規模災害が発生した場合には、膨大な量の災害廃棄物の発生により、市町村単位では処理できない事態が想定される。
- ・府内については市町村間の相互支援協定等が締結され、広域的な協力体制についても関西広域連合が防災・減災プランにおいて災害廃棄物処理を含めた広域連合内の相互支援を規定している。
- ・しかしながら、災害が発生した際に廃棄物の処理を適正かつ円滑・迅速に行うためには、各主体が役割分担を明確にし、平時から災害時の対応について情報共有しておくなど、さらに密接に連携を図る必要がある。

## ②施策の基本方針

### ○災害発生時における廃棄物の処理に関する備え

- ・災害発生時に、ごみ、し尿等廃棄物が適正に処理できるよう、災害を想定した具体的な対応について情報共有を図るなど市町村間の相互支援体制や広域的連携体制の拡充を図る必要がある。
- ・特に大規模災害発生時においては、国、都道府県、市町村、民間事業者が一丸となって取り組む必要があり、発災前から地域ブロック等での情報共有を図るなど、広域的な連携体制の充実を図るべきである。
- ・東日本大震災において多くの事例・教訓が得られており、大規模な災害で大量に発生する災害廃棄物を迅速に処理するためには、一次仮置き場など処理の早い段階からの分別と復興資材等としてできるだけ早い時期から利活用を図る必要がある。
- ・また、これらの技術・ノウハウの蓄積に加え、災害廃棄物処理の技術や対策の伝承が重要であり、訓練、演習等により災害廃棄物への対応力のある人材の育成を図る必要がある。

## (6)留意事項

### ○普及啓発や情報提供、環境教育による自主的な取組みの促進

- ・府内市町村では、ホームページやスマートフォンアプリを活用した普及啓発や情報提供、環境副読本の配布や出前講座、施設見学など環境教育の取組みがなされている。NPOや民間企業では、出前講座、エコクッキング、施設見学など環境教育の取組みがなされている。府では、府内の排出量や最終処分量といった廃棄物の処理状況についてホームページなどで情報提供を行っている。
- ・今後は、普及啓発や環境教育の取組みなど、府民・事業者・市町村といった各主体の取組み状況に関する情報提供を行うことで、各主体による自主的な取組みを促進することが必要である。

### ○人口減少・高齢化の進展等によるごみ排出形態への影響

- ・大阪府人口ビジョン（素案）では、平成47年には平成27年に比べ、人口は約100万人減少、単独世帯数は約8万世帯増加と予測されている。
- ・世帯構成により、ごみの排出実態に違いが見られ、単独世帯や高齢者世帯は1人当たりのごみ排出量が多くなる傾向がある。
- ・長期的には人口減少や単独世帯数の増加が予測されており、今後、人口・世帯・年齢構成の動向と排出されるごみの動向の関係について把握していくことが必要である。

### ○低炭素社会、自然共生社会に向けた施策への配慮

- ・プラスチック製容器包装廃棄物のリサイクルの推進やプラスチック類の焼却量削減は二酸化炭素の排出削減につながるものであり、地球温暖化防止の観点からも積極的に推進すべきである。

- ・また、廃棄物の焼却時の余熱を利用するごみ発電や廃熱利用は、地球温暖化対策として有効であり、引き続き推進すべきである。
- ・最終処分場の設置にあたっては、動植物等に影響を与えることも考えられることから、計画段階において、自然環境保全に十分配慮することが必要である。
- ・このようなことから、循環型社会の構築に向けては、引き続き、低炭素社会や自然共生社会に配慮することが必要である。

#### ○大阪府の率先行動

- ・大阪府においては、府庁内のウェブページに掲示板を設置することで、机・椅子等の物品や文房具などの消耗品のリユースに取り組んでいる。  
併せて、排出抑制やリサイクルの推進のため、両面コピー等によるコピー用紙の使用抑制や紙ごみ、缶、びん、ペットボトル等の分別にも取り組んでいる。
- ・大阪府は、自身が大きな事業体であり、引き続き、3Rに自ら率先して取り組むことで、府民や事業者と協力して循環型社会の構築を進めていくことが必要である。

#### ○計画の進行管理

- ・計画の策定後、その着実な推進を図るために、施策の実施状況について毎年把握、公表するなど、計画の進行管理を行うことが必要である。

## 関係資料

### 《廃棄物の発生・処理状況、社会の状況》

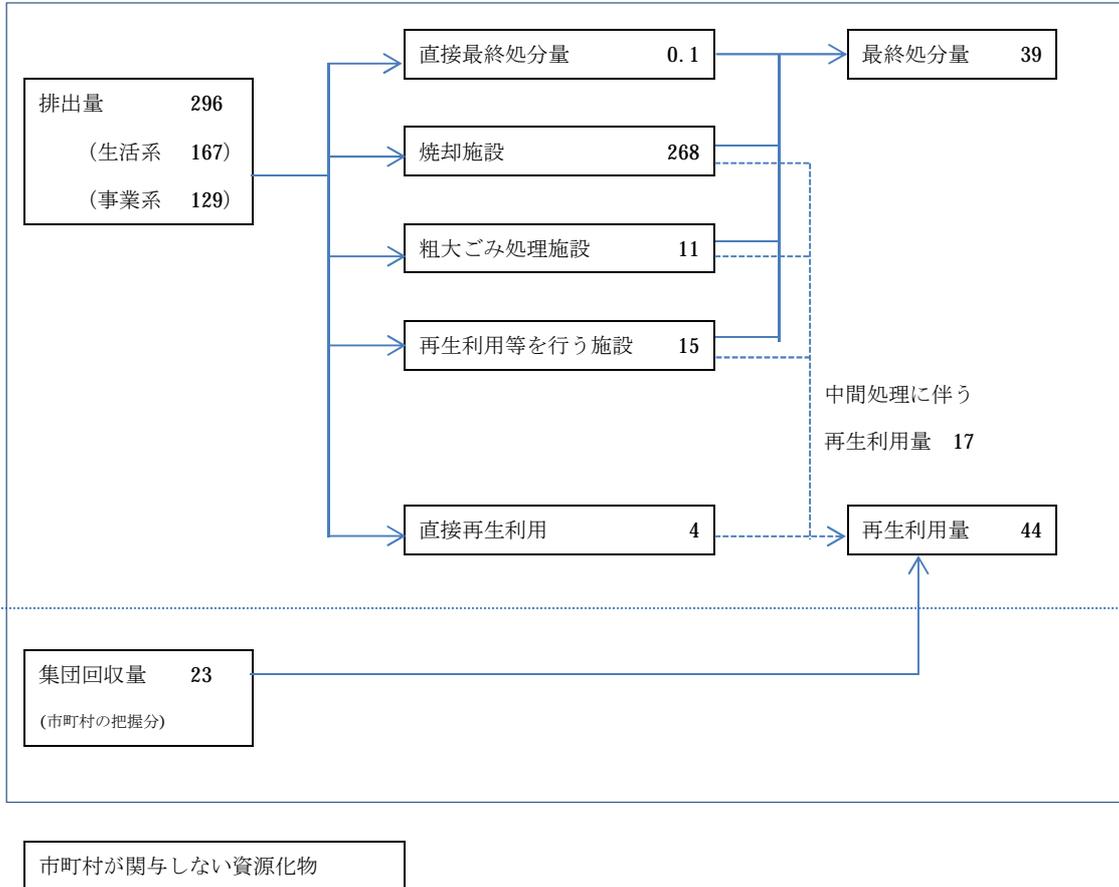
|  |    |
|--|----|
| 1 一般廃棄物（ごみ）                                |    |
| ・（1）～（9）：現計画の目標達成状況について 関係資料               | 24 |
| ・（10）～（11）：次期計画の目標の考え方について 関係資料            | 27 |
| ・（12）～（13）：新たな指標の考え方について 関係資料              | 29 |
| ・（14）～（32）：循環型社会の構築に向けた現状と課題及び施策の基本方針 関係資料 | 31 |
| 2 一般廃棄物（し尿）                                |    |
| ・（1）～（4）：発生・処理状況について 関係資料                  | 47 |
| 3 産業廃棄物                                    |    |
| ・（1）～（9）：現計画の目標達成状況について 関係資料               | 49 |
| ・（10）：次期計画の目標の考え方について 関係資料                 | 53 |
| ・（11）～（12）：新たな指標の考え方について 関係資料              | 55 |
| ・（13）～（16）：循環型社会の構築に向けた現状と課題及び施策の基本方針 関係資料 | 55 |
| 《将来推計の概要》                                  |    |
| 1 一般廃棄物                                    | 58 |
| 2 産業廃棄物                                    | 61 |
| 《環境審議会関係》                                  |    |
| 1 大阪府環境審議会循環型社会推進計画部会委員名簿                  | 63 |
| 2 審議経過                                     | 64 |

# 《廃棄物の発生・処理状況、社会の状況》

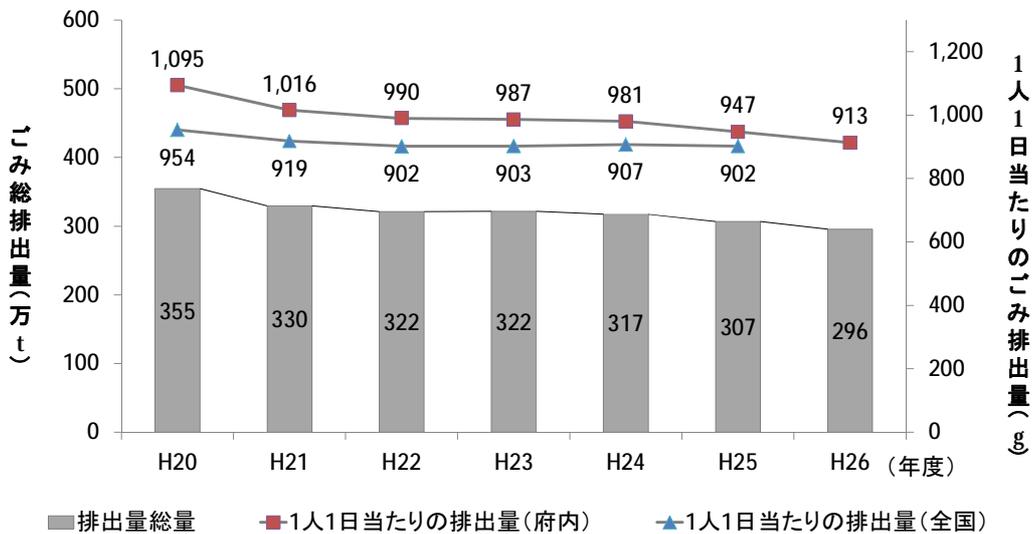
## 1 一般廃棄物（ごみ）

### (1) ごみ処理の状況（平成 26 年度実績）

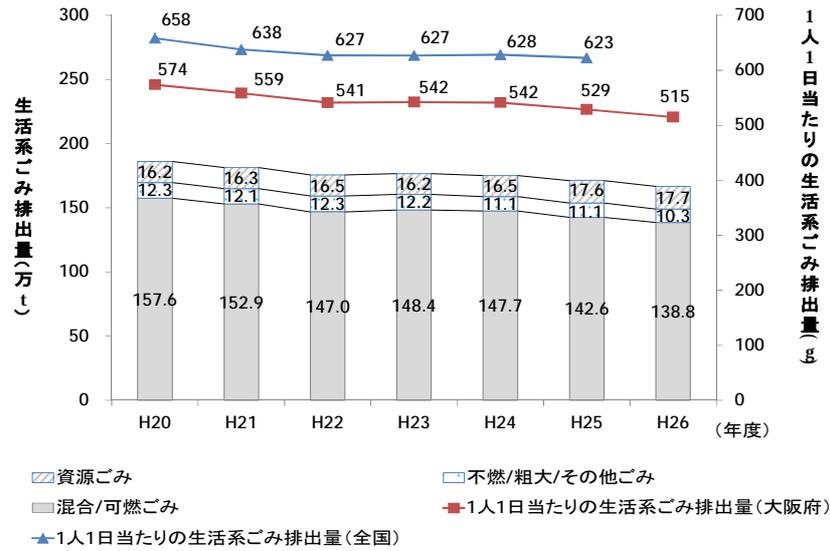
（単位：万トン）



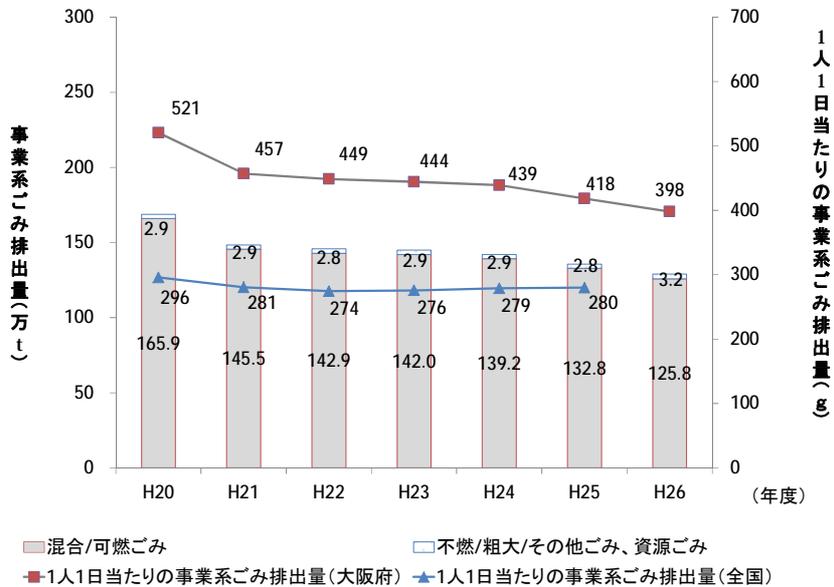
### (2) ごみ総排出量の推移



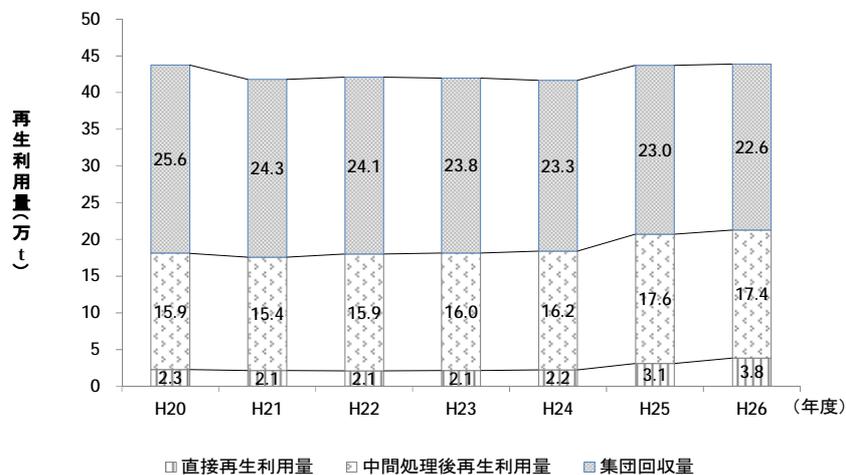
### (3) 生活系ごみ排出量の推移



### (4) 事業系ごみ排出量の推移



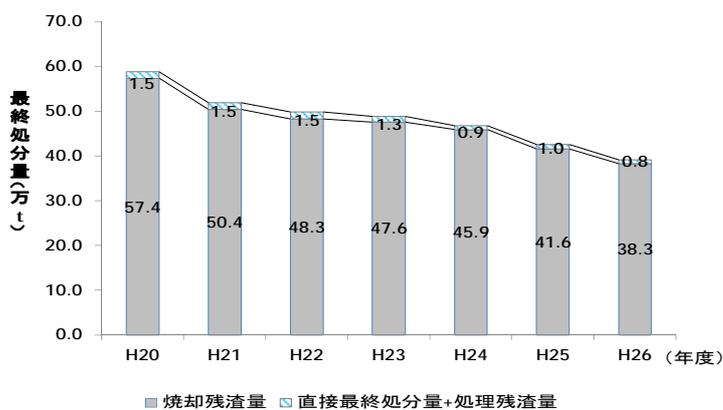
### (5) 再生利用量の推移



(6) 再生利用率の推移



(7) 最終処分量の推移



(8) 容器包装廃棄物の主要品目別再生利用量の推移

(単位: トン)

| 品目              | H22     | H23     | H24     | H25     | H26     |
|-----------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| プラスチック製容器包装     | 49,495  | 47,914  | 51,369  | 51,030  | 54,336  |
| 鋼製容器包装          | 14,474  | 13,119  | 12,136  | 11,412  | 12,196  |
| アルミニウム製容器包装     | 4,467   | 3,806   | 3,697   | 4,087   | 4,370   |
| 段ボール            | 34,182  | 34,259  | 31,027  | 30,344  | 32,257  |
| 容器包装廃棄物 (全品目合計) | 158,077 | 155,768 | 157,396 | 156,008 | 166,921 |

(9) 集団回収量の推移

(単位: トン)

| 品目            | H22     | H23     | H24     | H25     | H26     |
|---------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 紙類            | 222,012 | 217,696 | 212,615 | 208,373 | 203,309 |
| 紙パック          | 552     | 542     | 441     | 437     | 486     |
| 紙製容器包装        | 5,588   | 6,084   | 6,451   | 7,238   | 8,672   |
| 金属類           | 2,091   | 2,183   | 2,238   | 2,345   | 2,441   |
| ガラス類          | 62      | 54      | 74      | 76      | 64      |
| 布類            | 10,596  | 11,608  | 10,991  | 11,449  | 11,190  |
| 集団回収量 (全品目合計) | 241,156 | 238,429 | 233,077 | 230,022 | 226,315 |

(10) 都道府県における一般廃棄物の目標に関する状況（平成 25 年度実績）

◎生活系ごみ+事業系ごみ、○：生活系ごみ

| 国の基本方針に示された一般廃棄物の目標          |       | 国の基本方針に示された一般廃棄物の目標 |      | 国の基本方針に示された一般廃棄物の目標 |           | 新たに追加された一般廃棄物の目標                        |       |
|------------------------------|-------|---------------------|------|---------------------|-----------|---|-------|
| ◎1人1日当たりのごみ排出量<br>(集計回収量を含む) |       | ◎再生利用率              |      | ◎最終処分量              |           | ○1人1日当たりの生活系ごみ排出量<br>(資源ごみ排出量・集計回収量を除く) |       |
| 都道府県                         | g/人・日 | 都道府県                | %    | 都道府県                | トン        | 都道府県                                    | g/人・日 |
| 沖縄県                          | 829   | 三重県                 | 30.1 | 高知県                 | 11,916    | 長野県                                     | 418   |
| 長野県                          | 847   | 山口県                 | 29.5 | 佐賀県                 | 17,120    | 京都府                                     | 454   |
| 熊本県                          | 848   | 岡山県                 | 27.1 | 鳥取県                 | 18,416    | 広島県                                     | 457   |
| 滋賀県                          | 880   | 鳥取県                 | 26.1 | 島根県                 | 21,459    | 熊本県                                     | 466   |
| 佐賀県                          | 884   | 神奈川県                | 25.3 | 沖縄県                 | 26,242    | 沖縄県                                     | 471   |
| 香川県                          | 895   | 島根県                 | 25.0 | 福井県                 | 28,944    | 香川県                                     | 473   |
| 広島県                          | 902   | 埼玉県                 | 24.9 | 山梨県                 | 31,027    | 大阪府                                     | 475   |
| 神奈川県                         | 906   | 長野県                 | 24.7 | 徳島県                 | 33,468    | 鳥取県                                     | 478   |
| 埼玉県                          | 908   | 北海道                 | 24.0 | 大分県                 | 35,874    | 神奈川県                                    | 479   |
| 愛媛県                          | 911   | 千葉県                 | 23.5 | 香川県                 | 35,927    | 北海道                                     | 484   |
| 静岡県                          | 917   | 東京都                 | 23.2 | 富山県                 | 37,222    | 新潟県                                     | 497   |
| 奈良県                          | 918   | 新潟県                 | 23.2 | 秋田県                 | 38,266    | 岩手県                                     | 504   |
| 京都府                          | 919   | 愛知県                 | 22.7 | 岡山県                 | 42,162    | 滋賀県                                     | 506   |
| 山形県                          | 921   | 高知県                 | 22.4 | 山形県                 | 45,104    | 宮崎県                                     | 516   |
| 岐阜県                          | 928   | 富山県                 | 22.2 | 山口県                 | 46,233    | 兵庫県                                     | 517   |
| 鹿児島県                         | 936   | 広島県                 | 22.1 | 長崎県                 | 47,995    | 岡山県                                     | 520   |
| 栃木県                          | 940   | 茨城県                 | 22.0 | 三重県                 | 50,038    | 山形県                                     | 523   |
| 愛知県                          | 940   | 福岡県                 | 21.3 | 滋賀県                 | 50,061    | 大分県                                     | 531   |
| 高知県                          | 943   | 静岡県                 | 21.0 | 岩手県                 | 50,415    | 奈良県                                     | 532   |
| 岩手県                          | 945   | 大分県                 | 20.3 | 宮崎県                 | 50,665    | 岐阜県                                     | 533   |
| 島根県                          | 949   | 香川県                 | 20.1 | 愛媛県                 | 50,677    | 東京都                                     | 536   |
| 東京都                          | 949   | 岐阜県                 | 19.7 | 和歌山県                | 51,713    | 島根県                                     | 536   |
| 大分県                          | 951   | 熊本県                 | 19.7 | 熊本県                 | 57,467    | 石川県                                     | 537   |
| 千葉県                          | 956   | 滋賀県                 | 19.1 | 石川県                 | 57,974    | 愛知県                                     | 541   |
| 徳島県                          | 959   | 宮崎県                 | 19.0 | 岐阜県                 | 58,050    | 埼玉県                                     | 541   |
| 長崎県                          | 960   | 佐賀県                 | 18.6 | 長野県                 | 58,427    | 千葉県                                     | 542   |
| 福井県                          | 967   | 岩手県                 | 18.5 | 栃木県                 | 59,570    | 静岡県                                     | 543   |
| 宮崎県                          | 969   | 愛媛県                 | 18.4 | 奈良県                 | 60,139    | 佐賀県                                     | 543   |
| 岡山県                          | 970   | 栃木県                 | 17.5 | 鹿児島県                | 69,616    | 宮城県                                     | 543   |
| 兵庫県                          | 975   | 福井県                 | 17.0 | 静岡県                 | 79,674    | 鹿児島県                                    | 544   |
| 三重県                          | 982   | 秋田県                 | 16.9 | 福島県                 | 83,015    | 長崎県                                     | 546   |
| 山梨県                          | 987   | 宮城県                 | 16.8 | 青森県                 | 83,378    | 福岡県                                     | 550   |
| 福岡県                          | 993   | 徳島県                 | 16.8 | 新潟県                 | 87,911    | 富山県                                     | 552   |
| 石川県                          | 994   | 兵庫県                 | 16.7 | 群馬県                 | 89,054    | 山口県                                     | 556   |
| 秋田県                          | 1,002 | 山梨県                 | 16.6 | 茨城県                 | 96,209    | 秋田県                                     | 556   |
| 茨城県                          | 1,005 | 山形県                 | 16.2 | 宮城県                 | 115,809   | 栃木県                                     | 560   |
| 鳥取県                          | 1,011 | 鹿児島県                | 16.2 | 広島県                 | 118,519   | 愛媛県                                     | 563   |
| 北海道                          | 1,013 | 長崎県                 | 16.0 | 京都府                 | 126,858   | 三重県                                     | 571   |
| 富山県                          | 1,017 | 群馬県                 | 15.6 | 埼玉県                 | 131,130   | 福井県                                     | 576   |
| 大阪府                          | 1,018 | 沖縄県                 | 15.3 | 千葉県                 | 162,690   | 高知県                                     | 584   |
| 宮城県                          | 1,018 | 京都府                 | 14.4 | 福岡県                 | 193,138   | 徳島県                                     | 585   |
| 和歌山県                         | 1,035 | 石川県                 | 14.3 | 愛知県                 | 214,737   | 山梨県                                     | 589   |
| 新潟県                          | 1,039 | 福島県                 | 13.8 | 兵庫県                 | 257,922   | 和歌山県                                    | 603   |
| 群馬県                          | 1,050 | 青森県                 | 13.7 | 神奈川県                | 264,905   | 青森県                                     | 623   |
| 山口県                          | 1,051 | 和歌山県                | 13.6 | 東京都                 | 358,704   | 茨城県                                     | 626   |
| 青森県                          | 1,069 | 大阪府                 | 13.2 | 北海道                 | 409,285   | 福島県                                     | 649   |
| 福島県                          | 1,084 | 奈良県                 | 13.1 | 大阪府                 | 423,077   | 群馬県                                     | 656   |
| 平均                           | 958   | 平均                  | 20.6 | 全国総量                | 4,538,202 | 平均                                      | 527   |

(11) 市町村における一般廃棄物の目標に関する状況（平成26年度実績（速報））

◎生活系ごみ+事業系ごみ、○：生活系ごみ

| 国の基本方針に示された一般廃棄物の目標          |       | 国の基本方針に示された一般廃棄物の目標 |      | 国の基本方針に示された一般廃棄物の目標 |         | 国の基本方針に示された一般廃棄物の目標                     |       |
|------------------------------|-------|---------------------|------|---------------------|---------|---|-------|
| ◎1人1日当たりのごみ排出量<br>(集団回収量を含む) |       | ◎再生利用率              |      | ◎最終処分量              |         | ○1人1日当たりの生活系ごみ排出量<br>(資源ごみ排出量・集団回収量を除く) |       |
| 市町村                          | g/人・日 | 市町村                 | %    | 市町村                 | トン      | 市町村                                     | g/人・日 |
| 太子町                          | 712   | 豊能町                 | 30.6 | 千早赤坂村               | 218     | 守口市                                     | 345   |
| 交野市                          | 736   | 忠岡町                 | 30.0 | 能勢町                 | 270     | 大阪市                                     | 370   |
| 島本町                          | 747   | 河内長野市               | 25.8 | 田尻町                 | 354     | 能勢町                                     | 395   |
| 四條畷市                         | 805   | 寝屋川市                | 21.9 | 太子町                 | 412     | 泉佐野市                                    | 399   |
| 守口市                          | 818   | 枚方市                 | 21.9 | 豊能町                 | 454     | 高石市                                     | 421   |
| 豊中市                          | 819   | 茨木市                 | 21.7 | 河内町                 | 583     | 豊中市                                     | 422   |
| 熊取町                          | 826   | 千早赤坂村               | 20.6 | 岬町                  | 608     | 泉大津市                                    | 424   |
| 松原市                          | 846   | 守口市                 | 20.1 | 忠岡町                 | 823     | 枚方市                                     | 450   |
| 高石市                          | 855   | 能勢町                 | 19.2 | 島本町                 | 867     | 寝屋川市                                    | 453   |
| 枚方市                          | 856   | 河内町                 | 19.2 | 熊取町                 | 1,494   | 岸和田市                                    | 455   |
| 吹田市                          | 857   | 堺市                  | 18.9 | 四條畷市                | 1,962   | 摂津市                                     | 457   |
| 池田市                          | 858   | 交野市                 | 18.6 | 阪南市                 | 2,283   | 交野市                                     | 464   |
| 八尾市                          | 872   | 松原市                 | 18.6 | 高石市                 | 2,312   | 茨木市                                     | 472   |
| 寝屋川市                         | 875   | 阪南市                 | 18.6 | 交野市                 | 2,313   | 泉南市                                     | 473   |
| 豊能町                          | 877   | 太子町                 | 17.5 | 大阪狭山市               | 2,321   | 門真市                                     | 477   |
| 河内長野市                        | 879   | 岬町                  | 17.2 | 泉南市                 | 2,910   | 吹田市                                     | 480   |
| 能勢町                          | 883   | 吹田市                 | 16.7 | 摂津市                 | 3,038   | 阪南市                                     | 483   |
| 大東市                          | 886   | 大阪狭山市               | 16.6 | 柏原市                 | 3,222   | 和泉市                                     | 484   |
| 田尻町                          | 891   | 四條畷市                | 16.6 | 泉大津市                | 3,391   | 熊取町                                     | 486   |
| 和泉市                          | 894   | 富田林市                | 16.5 | 藤井寺市                | 3,461   | 豊能町                                     | 489   |
| 河内町                          | 897   | 高石市                 | 15.5 | 河内長野市               | 3,622   | 松原市                                     | 494   |
| 柏原市                          | 897   | 島本町                 | 15.4 | 松原市                 | 3,990   | 池田市                                     | 504   |
| 阪南市                          | 898   | 岸和田市                | 15.0 | 守口市                 | 4,407   | 箕面市                                     | 507   |
| 高槻市                          | 918   | 八尾市                 | 14.8 | 吹田市                 | 4,539   | 河内長野市                                   | 510   |
| 忠岡町                          | 925   | 摂津市                 | 14.7 | 箕面市                 | 4,550   | 八尾市                                     | 510   |
| 大阪狭山市                        | 936   | 泉大津市                | 14.6 | 富田林市                | 4,556   | 高槻市                                     | 510   |
| 千早赤坂村                        | 947   | 熊取町                 | 14.0 | 貝塚市                 | 4,637   | 四條畷市                                    | 522   |
| 富田林市                         | 948   | 箕面市                 | 13.5 | 池田市                 | 4,653   | 東大阪市                                    | 527   |
| 羽曳野市                         | 950   | 豊中市                 | 13.5 | 羽曳野市                | 5,265   | 島本町                                     | 538   |
| 箕面市                          | 959   | 高槻市                 | 13.1 | 茨木市                 | 5,462   | 田尻町                                     | 542   |
| 泉南市                          | 966   | 和泉市                 | 13.0 | 泉佐野市                | 6,453   | 堺市                                      | 546   |
| 泉大津市                         | 968   | 門真市                 | 12.8 | 大東市                 | 6,536   | 貝塚市                                     | 546   |
| 摂津市                          | 1,004 | 大東市                 | 12.7 | 門真市                 | 7,075   | 大東市                                     | 559   |
| 藤井寺市                         | 1,023 | 泉南市                 | 12.3 | 和泉市                 | 7,903   | 太子町                                     | 564   |
| 岸和田市                         | 1,032 | 貝塚市                 | 12.3 | 岸和田市                | 8,896   | 藤井寺市                                    | 570   |
| 門真市                          | 1,033 | 池田市                 | 12.0 | 寝屋川市                | 11,092  | 河内町                                     | 599   |
| 堺市                           | 1,048 | 羽曳野市                | 11.0 | 枚方市                 | 11,489  | 忠岡町                                     | 612   |
| 大阪市                          | 1,060 | 東大阪市                | 10.2 | 高槻市                 | 12,171  | 大阪狭山市                                   | 619   |
| 岬町                           | 1,084 | 大阪市                 | 9.3  | 八尾市                 | 12,553  | 羽曳野市                                    | 631   |
| 茨木市                          | 1,104 | 柏原市                 | 8.0  | 豊中市                 | 17,648  | 柏原市                                     | 665   |
| 東大阪市                         | 1,116 | 藤井寺市                | 7.1  | 堺市                  | 28,359  | 富田林市                                    | 675   |
| 貝塚市                          | 1,123 | 田尻町                 | 6.5  | 東大阪市                | 34,064  | 千早赤坂村                                   | 716   |
| 泉佐野市                         | 1,272 | 泉佐野市                | 6.5  | 大阪府                 | 148,046 | 岬町                                      | 783   |
| 平均                           | 983   | 平均                  | 13.8 | 府 総量                | 391,262 | 平均                                      | 460   |

(12) 新たな指標で表した都道府県における一般廃棄物の状況（平成25年度実績）

◎生活系ごみ+事業系ごみ、○：生活系ごみ

| ○1人1日当たりの生活系ごみ排出量<br>(資源ごみ排出量を含む) |       | ○生活系ごみ分別排出率 |      | ◎自治体により分別収集が行われている品目の再生利用率 |      | ◎最終処分率 |       |
|-----------------------------------|-------|-------------|------|----------------------------|------|--------|-------|
| 都道府県                              | g/人・日 | 都道府県        | %    | 都道府県                       | %    | 都道府県   | g/人・日 |
| 京都府                               | 501   | 北海道         | 36.3 | 北海道                        | 12.2 | 高知県    | 4.6   |
| 大阪府                               | 529   | 新潟県         | 32.9 | 長野県                        | 12.1 | 埼玉県    | 5.4   |
| 沖縄県                               | 535   | 長野県         | 32.5 | 神奈川県                       | 11.5 | 沖縄県    | 6.0   |
| 広島県                               | 557   | 神奈川県        | 32.2 | 山口県                        | 11.3 | 岡山県    | 6.1   |
| 熊本県                               | 562   | 香川県         | 27.7 | 広島県                        | 11.1 | 佐賀県    | 6.2   |
| 長野県                               | 570   | 東京都         | 27.4 | 埼玉県                        | 9.9  | 静岡県    | 6.3   |
| 鳥取県                               | 574   | 愛知県         | 26.1 | 東京都                        | 9.5  | 千葉県    | 7.5   |
| 兵庫県                               | 577   | 埼玉県         | 24.8 | 愛知県                        | 9.5  | 三重県    | 7.6   |
| 岡山県                               | 579   | 千葉県         | 24.2 | 新潟県                        | 9.5  | 東京都    | 7.8   |
| 山形県                               | 581   | 宮城県         | 24.0 | 三重県                        | 9.4  | 岐阜県    | 8.3   |
| 奈良県                               | 588   | 山口県         | 23.9 | 宮城県                        | 9.3  | 山口県    | 8.3   |
| 滋賀県                               | 594   | 兵庫県         | 23.8 | 宮崎県                        | 9.1  | 愛知県    | 8.3   |
| 福岡県                               | 595   | 滋賀県         | 23.6 | 鳥取県                        | 8.6  | 鳥取県    | 8.5   |
| 神奈川県                              | 596   | 岩手県         | 23.4 | 島根県                        | 8.6  | 大分県    | 8.6   |
| 岩手県                               | 598   | 広島県         | 23.1 | 香川県                        | 8.6  | 栃木県    | 8.6   |
| 岐阜県                               | 599   | 富山県         | 23.0 | 静岡県                        | 8.5  | 島根県    | 8.7   |
| 佐賀県                               | 609   | 岐阜県         | 22.6 | 千葉県                        | 8.1  | 長野県    | 8.8   |
| 長崎県                               | 615   | 熊本県         | 22.6 | 長崎県                        | 8.0  | 茨城県    | 8.8   |
| 石川県                               | 616   | 宮崎県         | 22.6 | 沖縄県                        | 8.0  | 神奈川県   | 8.8   |
| 香川県                               | 618   | 鳥取県         | 22.4 | 徳島県                        | 8.0  | 富山県    | 9.2   |
| 静岡県                               | 619   | 大阪府         | 22.2 | 高知県                        | 7.8  | 長崎県    | 9.6   |
| 富山県                               | 622   | 三重県         | 22.0 | 岩手県                        | 7.7  | 秋田県    | 9.8   |
| 北海道                               | 632   | 山形県         | 21.8 | 熊本県                        | 7.6  | 新潟県    | 9.8   |
| 千葉県                               | 635   | 徳島県         | 21.7 | 和歌山県                       | 7.5  | 山梨県    | 10.0  |
| 大分県                               | 643   | 福井県         | 21.4 | 大阪府                        | 7.3  | 福井県    | 10.1  |
| 宮崎県                               | 644   | 栃木県         | 21.4 | 福井県                        | 7.2  | 熊本県    | 10.2  |
| 愛知県                               | 644   | 京都府         | 21.2 | 富山県                        | 7.2  | 福岡県    | 10.4  |
| 福井県                               | 648   | 島根県         | 21.0 | 滋賀県                        | 7.2  | 愛媛県    | 10.6  |
| 鹿児島県                              | 650   | 大分県         | 20.7 | 石川県                        | 7.1  | 福島県    | 10.7  |
| 埼玉県                               | 653   | 岡山県         | 20.7 | 岡山県                        | 7.1  | 香川県    | 10.9  |
| 島根県                               | 658   | 愛媛県         | 20.2 | 愛媛県                        | 7.0  | 滋賀県    | 11.0  |
| 東京都                               | 659   | 静岡県         | 19.3 | 京都府                        | 6.9  | 岩手県    | 11.1  |
| 栃木県                               | 660   | 山梨県         | 19.1 | 鹿児島県                       | 6.7  | 群馬県    | 11.5  |
| 宮城県                               | 662   | 福島県         | 18.6 | 栃木県                        | 6.4  | 山形県    | 11.6  |
| 秋田県                               | 663   | 鹿児島県        | 18.6 | 大分県                        | 6.3  | 鹿児島県   | 12.0  |
| 愛媛県                               | 665   | 秋田県         | 18.5 | 岐阜県                        | 6.2  | 徳島県    | 12.2  |
| 新潟県                               | 672   | 和歌山県        | 17.9 | 福島県                        | 6.0  | 広島県    | 12.5  |
| 山梨県                               | 676   | 奈良県         | 17.9 | 山形県                        | 5.9  | 宮崎県    | 12.5  |
| 三重県                               | 676   | 長崎県         | 17.8 | 青森県                        | 5.7  | 奈良県    | 12.8  |
| 高知県                               | 686   | 石川県         | 17.7 | 佐賀県                        | 5.7  | 大阪府    | 12.8  |
| 山口県                               | 687   | 群馬県         | 17.4 | 兵庫県                        | 5.2  | 兵庫県    | 12.8  |
| 茨城県                               | 691   | 高知県         | 16.8 | 秋田県                        | 5.1  | 宮城県    | 13.4  |
| 和歌山県                              | 693   | 福岡県         | 16.6 | 茨城県                        | 5.1  | 和歌山県   | 13.5  |
| 徳島県                               | 695   | 茨城県         | 16.1 | 福岡県                        | 4.7  | 石川県    | 13.7  |
| 青森県                               | 699   | 青森県         | 15.8 | 奈良県                        | 4.4  | 京都府    | 14.3  |
| 群馬県                               | 726   | 佐賀県         | 14.9 | 群馬県                        | 4.4  | 青森県    | 15.6  |
| 福島県                               | 745   | 沖縄県         | 12.8 | 山梨県                        | 4.1  | 北海道    | 20.3  |
| 平均                                | 623   | 平均          | 24.0 | 平均                         | 8.3  | 平均     | 10.1  |

(13) 新たな指標で表した市町村における一般廃棄物の状況（平成26年度実績（速報））

◎生活系ごみ+事業系ごみ、○：生活系ごみ

| ○1人1日当たりの生活系ごみ排出量<br>(資源ごみ排出量を含む) |       | ○生活系ごみ<br>分別排出率 |      | ◎主ご行政より分別収集が行われている品目の<br>再生利用率 |      | ◎最終処分率 |      |
|-----------------------------------|-------|-----------------|------|--------------------------------|------|--------|------|
| 市町村                               | g/人・日 | 市町村             | %    | 市町村                            | %    | 市町村    | %    |
| 大阪市                               | 430   | 豊能町             | 36.0 | 守口市                            | 12.1 | 吹田市    | 4.0  |
| 守口市                               | 440   | 守口市             | 34.0 | 寝屋川市                           | 10.3 | 茨木市    | 4.9  |
| 泉佐野市                              | 444   | 寝屋川市            | 32.7 | 豊能町                            | 9.7  | 豊能町    | 6.6  |
| 泉大津市                              | 456   | 能勢町             | 31.4 | 交野市                            | 9.0  | 能勢町    | 7.4  |
| 高石市                               | 459   | 枚方市             | 31.0 | 枚方市                            | 7.7  | 堺市     | 8.7  |
| 豊中市                               | 489   | 松江市             | 30.2 | 熊取町                            | 7.6  | 枚方市    | 9.0  |
| 能勢町                               | 490   | 河内長野市           | 29.1 | 河内長野市                          | 7.4  | 岬町     | 9.1  |
| 摂津市                               | 495   | 阪南市             | 26.8 | 阪南市                            | 7.2  | 箕面市    | 9.6  |
| 枚方市                               | 506   | 岸和田市            | 26.8 | 松江市                            | 6.9  | 摂津市    | 9.7  |
| 茨木市                               | 507   | 高石市             | 25.7 | 能勢町                            | 6.8  | 河内長野市  | 10.2 |
| 吹田市                               | 518   | 交野市             | 25.3 | 岸和田市                           | 6.3  | 守口市    | 10.2 |
| 岸和田市                              | 524   | 摂津市             | 25.2 | 門真市                            | 6.2  | 高槻市    | 10.2 |
| 和泉市                               | 529   | 河南町             | 24.7 | 千早赤阪村                          | 6.1  | 島本町    | 10.3 |
| 箕面市                               | 537   | 茨木市             | 24.5 | 太子町                            | 6.1  | 松江市    | 10.5 |
| 交野市                               | 541   | 千早赤阪村           | 23.4 | 島本町                            | 5.9  | 千早赤阪村  | 10.9 |
| 高槻市                               | 544   | 門真市             | 23.3 | 豊中市                            | 5.9  | 交野市    | 11.0 |
| 門真市                               | 546   | 泉大津市            | 23.1 | 四條畷市                           | 5.7  | 河内町    | 11.1 |
| 泉南市                               | 552   | 大阪市             | 22.6 | 河内町                            | 5.7  | 熊取町    | 11.2 |
| 八尾市                               | 553   | 八尾市             | 22.0 | 岬町                             | 5.3  | 太子町    | 11.3 |
| 熊取町                               | 555   | 四條畷市            | 21.9 | 貝塚市                            | 5.1  | 富田林市   | 11.3 |
| 池田市                               | 557   | 豊中市             | 21.8 | 大東市                            | 5.1  | 大阪狭山市  | 11.8 |
| 東大阪市                              | 565   | 泉南市             | 21.2 | 大阪市                            | 5.1  | 四條畷市   | 11.8 |
| 寝屋川市                              | 571   | 高槻市             | 21.1 | 泉南市                            | 5.0  | 岸和田市   | 11.8 |
| 四條畷市                              | 574   | 熊取町             | 21.0 | 富田林市                           | 4.7  | 阪南市    | 12.2 |
| 松江市                               | 577   | 和泉市             | 20.9 | 堺市                             | 4.4  | 田尻町    | 12.5 |
| 島本町                               | 584   | 大阪狭山市           | 20.9 | 田尻町                            | 4.2  | 泉大津市   | 12.6 |
| 河内長野市                             | 585   | 堺市              | 20.7 | 八尾市                            | 4.0  | 貝塚市    | 12.6 |
| 阪南市                               | 588   | 箕面市             | 20.4 | 泉佐野市                           | 4.0  | 高石市    | 12.7 |
| 堺市                                | 590   | 吹田市             | 20.4 | 摂津市                            | 3.6  | 泉南市    | 12.9 |
| 藤井寺市                              | 595   | 貝塚市             | 20.4 | 大阪狭山市                          | 3.6  | 和泉市    | 12.9 |
| 貝塚市                               | 604   | 富田林市            | 20.2 | 忠清町                            | 3.6  | 羽曳野市   | 13.2 |
| 大東市                               | 606   | 太子町             | 19.9 | 吹田市                            | 3.3  | 忠清町    | 13.6 |
| 太子町                               | 607   | 忠清町             | 19.4 | 東大阪市                           | 3.3  | 柏原市    | 13.6 |
| 田尻町                               | 613   | 東大阪市            | 18.8 | 池田市                            | 3.1  | 泉佐野市   | 13.7 |
| 豊能町                               | 638   | 島本町             | 18.8 | 箕面市                            | 2.9  | 藤井寺市   | 13.9 |
| 河南町                               | 639   | 大東市             | 18.0 | 茨木市                            | 2.9  | 大阪市    | 14.3 |
| 大阪狭山市                             | 650   | 池田市             | 17.9 | 高石市                            | 2.7  | 寝屋川市   | 14.4 |
| 羽曳野市                              | 652   | 泉佐野市            | 14.2 | 泉大津市                           | 2.5  | 池田市    | 14.5 |
| 忠清町                               | 656   | 羽曳野市            | 13.9 | 和泉市                            | 2.5  | 八尾市    | 14.6 |
| 柏原市                               | 690   | 田尻町             | 12.3 | 高槻市                            | 2.4  | 豊中市    | 14.7 |
| 富田林市                              | 719   | 藤井寺市            | 12.0 | 柏原市                            | 1.8  | 門真市    | 14.8 |
| 千早赤阪村                             | 764   | 岬町              | 10.3 | 藤井寺市                           | 1.8  | 大東市    | 16.3 |
| 岬町                                | 847   | 柏原市             | 8.9  | 羽曳野市                           | 0.4  | 東大阪市   | 16.7 |
| 平均                                | 515   | 平均              | 22.5 | 平均                             | 4.9  | 平均     | 12.3 |

## (14) 市町村のごみ排出量等（平成26年度実績（速報））

| 市町村   | 総排出量（生活系・事業系） |                     | 生活系       |                    |                  | 事業系       |                    | 再生利用量    |                      |                 | 再生利用率（%） |
|-------|---------------|---------------------|-----------|--------------------|------------------|-----------|--------------------|----------|----------------------|-----------------|----------|
|       | 総排出量（t）       | 1人1日当たりの総排出量（g/人・日） | 生活系排出量（t） | 1人1日当たりの排出量（g/人・日） | うち、混合可燃ごみ（g/人・日） | 事業系排出量（t） | 1人1日当たりの排出量（g/人・日） | 再生利用量（t） | 1人1日当たりの再生利用量（g/人・日） | うち、集積回収量（g/人・日） |          |
| 大阪市   | 990,803       | 1,017               | 418,884   | 430                | 356              | 571,919   | 587                | 96,440   | 99                   | 44              | 9.3      |
| 堺市    | 296,614       | 958                 | 182,666   | 590                | 515              | 113,948   | 368                | 62,600   | 202                  | 90              | 18.9     |
| 岸和田市  | 68,980        | 943                 | 38,290    | 524                | 409              | 30,690    | 420                | 11,405   | 156                  | 89              | 15.0     |
| 豊中市   | 113,091       | 773                 | 71,578    | 489                | 406              | 41,513    | 284                | 16,125   | 110                  | 46              | 13.5     |
| 池田市   | 30,483        | 812                 | 20,912    | 557                | 429              | 9,571     | 255                | 3,867    | 103                  | 46              | 12.0     |
| 吹田市   | 103,428       | 783                 | 68,420    | 518                | 435              | 35,008    | 265                | 18,920   | 143                  | 74              | 16.7     |
| 泉大津市  | 24,316        | 874                 | 12,692    | 456                | 420              | 11,624    | 418                | 3,920    | 141                  | 94              | 14.6     |
| 高槻市   | 107,526       | 829                 | 70,535    | 544                | 458              | 36,991    | 285                | 15,618   | 120                  | 90              | 13.1     |
| 貝塚市   | 34,292        | 1,045               | 19,797    | 604                | 509              | 14,495    | 442                | 4,518    | 138                  | 77              | 12.3     |
| 守口市   | 39,459        | 744                 | 23,349    | 440                | 327              | 16,110    | 304                | 9,154    | 173                  | 73              | 20.1     |
| 枚方市   | 108,881       | 731                 | 75,417    | 506                | 405              | 33,464    | 225                | 27,901   | 187                  | 125             | 21.9     |
| 茨木市   | 101,992       | 1,003               | 51,506    | 507                | 417              | 50,486    | 496                | 24,325   | 239                  | 101             | 21.7     |
| 八尾市   | 76,472        | 777                 | 54,401    | 553                | 489              | 22,071    | 224                | 12,693   | 129                  | 95              | 14.8     |
| 泉佐野市  | 46,351        | 1,252               | 16,425    | 444                | 391              | 29,926    | 808                | 3,064    | 83                   | 21              | 6.5      |
| 富田林市  | 35,966        | 849                 | 30,472    | 719                | 518              | 5,494     | 130                | 6,616    | 156                  | 100             | 16.5     |
| 寝屋川市  | 69,759        | 794                 | 50,171    | 571                | 391              | 19,588    | 223                | 16,773   | 191                  | 81              | 21.9     |
| 河内長野市 | 31,394        | 774                 | 23,741    | 585                | 420              | 7,653     | 189                | 9,195    | 227                  | 105             | 25.8     |
| 松原市   | 34,515        | 769                 | 25,908    | 577                | 370              | 8,607     | 192                | 7,058    | 157                  | 77              | 18.6     |
| 大東市   | 37,053        | 817                 | 27,487    | 606                | 529              | 9,566     | 211                | 5,106    | 113                  | 69              | 12.7     |
| 和泉市   | 55,618        | 813                 | 36,218    | 529                | 478              | 19,400    | 284                | 7,966    | 116                  | 81              | 13.0     |
| 箕面市   | 43,065        | 874                 | 26,451    | 537                | 442              | 16,614    | 337                | 6,377    | 129                  | 85              | 13.5     |
| 柏原市   | 22,692        | 861                 | 18,197    | 690                | 582              | 4,495     | 170                | 1,886    | 72                   | 37              | 8.0      |
| 羽曳野市  | 36,884        | 876                 | 27,446    | 652                | 590              | 9,438     | 224                | 4,284    | 102                  | 74              | 11.0     |
| 門真市   | 44,741        | 967                 | 25,245    | 546                | 410              | 19,496    | 421                | 6,138    | 133                  | 66              | 12.8     |
| 摂津市   | 28,399        | 914                 | 15,396    | 495                | 382              | 13,003    | 418                | 4,586    | 148                  | 90              | 14.7     |
| 高石市   | 16,012        | 751                 | 9,799     | 459                | 413              | 6,213     | 291                | 2,823    | 132                  | 104             | 15.5     |
| 藤井寺市  | 23,786        | 980                 | 14,453    | 595                | 470              | 9,333     | 384                | 1,757    | 72                   | 43              | 7.1      |
| 東大阪市  | 189,626       | 1,040               | 103,036   | 565                | 490              | 86,590    | 475                | 20,803   | 114                  | 76              | 10.2     |
| 泉南市   | 21,590        | 923                 | 12,923    | 552                | 413              | 8,667     | 370                | 2,774    | 119                  | 43              | 12.3     |
| 四條畷市  | 14,969        | 724                 | 11,874    | 574                | 466              | 3,095     | 150                | 2,755    | 133                  | 81              | 16.6     |
| 交野市   | 19,416        | 682                 | 15,411    | 541                | 389              | 4,005     | 141                | 3,899    | 137                  | 55              | 18.6     |
| 大阪狭山市 | 17,353        | 822                 | 13,720    | 650                | 521              | 3,633     | 172                | 3,390    | 161                  | 113             | 16.6     |
| 阪南市   | 17,322        | 832                 | 12,242    | 588                | 420              | 5,080     | 244                | 3,469    | 167                  | 66              | 18.6     |
| 島本町   | 7,603         | 678                 | 6,547     | 584                | 479              | 1,056     | 94                 | 1,292    | 115                  | 69              | 15.4     |
| 豊能町   | 6,039         | 771                 | 4,999     | 638                | 452              | 1,040     | 133                | 2,097    | 268                  | 105             | 30.6     |
| 能勢町   | 3,381         | 821                 | 2,019     | 490                | 338              | 1,362     | 331                | 699      | 170                  | 62              | 19.2     |
| 忠岡町   | 5,435         | 831                 | 4,288     | 656                | 571              | 1,147     | 175                | 1,412    | 216                  | 94              | 28.8     |
| 熊取町   | 12,659        | 781                 | 8,994     | 555                | 415              | 3,665     | 226                | 1,869    | 115                  | 44              | 14.0     |
| 田尻町   | 2,828         | 890                 | 1,946     | 613                | 453              | 882       | 278                | 185      | 58                   | 1               | 6.5      |
| 岬町    | 6,529         | 1,063               | 5,207     | 847                | 707              | 1,322     | 215                | 1,149    | 187                  | 21              | 17.2     |
| 太子町   | 3,297         | 644                 | 3,111     | 607                | 409              | 186       | 36                 | 639      | 125                  | 69              | 17.5     |
| 河南町   | 4,586         | 782                 | 3,746     | 639                | 429              | 840       | 143                | 1,009    | 172                  | 115             | 19.2     |
| 千早赤阪村 | 1,727         | 817                 | 1,614     | 764                | 460              | 113       | 53                 | 414      | 196                  | 130             | 20.6     |
| 大阪府計  | 2,956,932     | 913                 | 1,667,533 | 515                | 424              | 1,289,399 | 398                | 438,970  | 136                  | 70              | 13.8     |

(15) 市町村のプラスチック製容器包装、古紙の行政回収の取組みと資源化量(平成26年度)

| 市町村   | プラスチック製<br>容器包装の収集 | 1人1日当たりの<br>プラスチック類の<br>資源化量<br>(g/人・日) | 古紙の行政回収    | 1人1日当たりの古紙の資源化量<br>(g/人・日) |       |       |
|-------|--------------------|---|------------|----------------------------|-------|-------|
|       |                    |   |            | 行政回収                       | 集団回収  | 計     |
| 大阪市   | ○ (週1)             | 25.1                                    | ○ (月2)     | 11.9                       | 41.1  | 53.0  |
| 堺市    | ○ (週1)             | 19.3                                    | ○ (月1:美原区) | 1.7                        | 85.5  | 87.1  |
| 岸和田市  | ○ (週1)             | 37.7                                    |            | 0.0                        | 84.7  | 84.7  |
| 豊中市   | ○ (週1)             | 25.7                                    | ○ (月2)     | 15.8                       | 42.8  | 58.6  |
| 池田市   | ○ (月2)             | 10.7                                    | ○ (月1)     | 18.2                       | 43.3  | 61.5  |
| 吹田市   | ※                  | 1.5                                     | ○ (月2)     | 10.9                       | 69.0  | 79.9  |
| 泉大津市  | △ (月2)             | 8.7                                     | ○ (月2)     | 16.9                       | 89.0  | 105.9 |
| 高槻市   | ※                  | 0.9                                     | ○ (月2)     | 10.8                       | 82.6  | 93.4  |
| 貝塚市   | ○ (週1)             | 33.6                                    |            | 0.0                        | 75.3  | 75.3  |
| 守口市   | ○ (週1)             | 41.1                                    | ○ (月2)     | 20.3                       | 67.1  | 87.4  |
| 枚方市   | ○ (週1)             | 30.6                                    |            | 0.0                        | 116.3 | 116.3 |
| 茨木市   | □ (月2)             | 5.9                                     | ○ (月1)     | 9.3                        | 93.9  | 103.2 |
| 八尾市   | ○ (週1)             | 17.3                                    |            | 0.0                        | 88.5  | 88.5  |
| 泉佐野市  | ○ (週1)             | 19.3                                    | ○ (月2)     | 7.3                        | 19.3  | 26.5  |
| 富田林市  | ○ (月2)             | 19.6                                    |            | 0.0                        | 92.9  | 92.9  |
| 寝屋川市  | ○ (週1)             | 45.6                                    | ○ (週1)     | 43.0                       | 75.9  | 118.9 |
| 河内長野市 | ○ (月2)             | 22.0                                    | ○ (月1)     | 22.5                       | 97.0  | 119.6 |
| 松原市   | ○ (週1)             | 31.1                                    | ○ (月2)     | 25.3                       | 73.6  | 98.9  |
| 大東市   | ○ (週1)             | 23.8                                    |            | 0.1                        | 63.5  | 63.6  |
| 和泉市   | ○ (月2)             | 7.9                                     | ○ (月2)     | 8.9                        | 77.0  | 85.9  |
| 箕面市   | ※                  | 3.2                                     |            | 3.8                        | 80.4  | 84.2  |
| 柏原市   | ※                  | 1.3                                     |            | 3.0                        | 34.5  | 37.5  |
| 羽曳野市  |                    | 0.0                                     |            | 0.0                        | 70.5  | 70.5  |
| 門真市   | ○ (週1)             | 24.9                                    | ○ (月1)     | 9.8                        | 62.2  | 72.0  |
| 摂津市   | △ (月2)             | 7.2                                     | ○ (月1)     | 22.1                       | 81.6  | 103.8 |
| 高石市   | △ (月2)             | 7.3                                     |            | 0.0                        | 98.7  | 98.7  |
| 藤井寺市  | ※                  | 2.8                                     | ○ (月1)     | 3.3                        | 38.3  | 41.6  |
| 東大阪市  | ○ (週1)             | 15.3                                    |            | 0.7                        | 70.3  | 71.0  |
| 泉南市   | ○ (週1)             | 24.9                                    | ○ (週1)     | 23.8                       | 40.4  | 64.2  |
| 四條畷市  | ○ (週1)             | 27.2                                    |            | 0.0                        | 73.6  | 73.6  |
| 交野市   | ○ (週1)             | 37.4                                    | ○ (月1)     | 12.9                       | 49.7  | 62.6  |
| 大阪狭山市 | ○ (月1)             | 5.2                                     |            | 0.0                        | 105.8 | 105.8 |
| 阪南市   | ○ (週1)             | 26.4                                    | ○ (月2)     | 41.3                       | 61.9  | 103.1 |
| 島本町   | □ (月1)             | 2.6                                     | ○ (月1)     | 12.7                       | 65.2  | 77.8  |
| 豊能町   | ○ (週1)             | 30.3                                    | ○ (月1)     | 70.1                       | 97.3  | 167.4 |
| 能勢町   | ○ (週1)             | 24.0                                    | ○ (月1)     | 41.3                       | 58.5  | 99.8  |
| 忠岡町   | ○ (週1)             | 13.5                                    |            | 2.1                        | 88.1  | 90.2  |
| 熊取町   | ○ (週1)             | 25.5                                    | ○ (月2)     | 14.4                       | 40.7  | 55.1  |
| 田尻町   | ○ (週1)             | 14.5                                    | ○ (月2)     | 11.3                       | 0.0   | 11.3  |
| 岬町    | ○ (週1)             | 25.1                                    | ○ (月7回以上)  | 106.8                      | 18.2  | 125.0 |
| 太子町   | ○ (月2)             | 19.7                                    |            | 0.0                        | 62.8  | 62.8  |
| 河南町   | ○ (月2)             | 18.6                                    |            | 0.0                        | 105.3 | 105.3 |
| 千早赤阪村 | ○ (月2)             | 21.3                                    |            | 0.0                        | 119.2 | 119.2 |
| 大阪府計  | —                  | 20.5                                    | —          | 10.0                       | 65.5  | 75.5  |

○ (週1) 13.5~45.6

○ (月2) 7.9~22.0

△ (月2) 7.2~8.7

□ (月1) (月2) 2.6~5.9

※ 0.9~3.2

○ : プラスチック製容器包装を収集  
 △ : 白色トレイ、ペットボトルのみ回収  
 □ : ペットボトルのみ収集  
 ※ : ペットボトルを拠点回収

### (16) 3Rに関する府民の意識と行動に関する調査結果

#### 〈調査概要〉

- ・インターネットを活用したアンケート制度「おおさかQネット」による府民へのアンケートを実施（平成27年8月7日）
- ・回答総数1,000（国勢調査結果（平成22年）に基づく性・年代・居住地（8地域）の割合で割り付けた15歳以上の大阪府民）

#### 〈調査結果〉

- ・日頃の3Rの取組み状況について

（単位：％）

| 取組み状況           | 全体   | 若者層<br>(15～39歳) | 壮年層<br>(40～59歳) | 高齢層<br>(60歳以上) |
|-----------------|------|-----------------|-----------------|----------------|
| 積極的に取組んでいると思う。  | 8.6  | 6.6             | 6.7             | 12.9           |
| ある程度取組んでいると思う。  | 46.0 | 39.4            | 45.8            | 54.2           |
| あまり取組んでいないと思う。  | 24.0 | 27.0            | 24.0            | 20.3           |
| ほとんど取組んでいないと思う。 | 12.2 | 15.3            | 14.1            | 6.5            |
| わからない。          | 9.2  | 11.6            | 9.3             | 6.1            |

- ・日頃取組んでいる3Rの取組みについて（複数回答可）

（単位：％）

| 取組み                            | 全体   | 若者層<br>(15～39歳) | 壮年層<br>(40～59歳) | 高齢層<br>(60歳以上) |
|--------------------------------|------|-----------------|-----------------|----------------|
| 詰め替え製品を買うようにしている。              | 62.7 | 55.6            | 66.3            | 67.7           |
| ごみは市町村で定められた分別に従って出している。       | 62.3 | 47.1            | 65.4            | 77.7           |
| レジ袋をもらわないようにしたり、マイバックを持参している。  | 56.8 | 49.2            | 56.1            | 66.8           |
| 買い過ぎ、作り過ぎをせず、食品を捨てないようにしている。   | 44.1 | 36.8            | 45.8            | 51.3           |
| 壊れたものは修理して、長く使用するようにしている。      | 34.7 | 27.8            | 32.7            | 45.2           |
| 牛乳パックやトレイなどの店頭回収に協力している。       | 34.5 | 23.3            | 36.9            | 45.8           |
| 簡易包装に取組んだり、使い捨ての箸を使用しない店を選ぶ。   | 14.8 | 10.1            | 17.6            | 17.7           |
| フリーマーケットやバザー、リサイクルショップを利用している。 | 11.5 | 12.7            | 12.2            | 9.4            |
| リサイクル製品を購入するようにしている。           | 10.2 | 7.1             | 11.2            | 12.9           |
| レンタルやリースを利用している。               | 4.6  | 4.5             | 6.4             | 2.9            |
| 取組んでいない。                       | 10.8 | 15.3            | 10.3            | 5.8            |

(17) 市町村の環境教育等の取組み（市町村ホームページ等より）

| 市町村   | 主に小学校等への環境教育・環境学習に関する取組み  | その他の特徴的な取組み  |
|-------|---|--|
| 大阪市   | 小中学校の授業の中で使用するための副読本「おおさか環境科」を作成し、小学4年生から中学生へ配布                                       | 環境学習情報の発信と共有を目的とした特設ポータルサイト「なにわエコスタイル」の運営                |
| 堺市    | 環境学習副読本「わたしたちと環境」を作成し、市内全小学4年生へ配布   |  |
| 岸和田市  | 市民団体等の実施する環境学習・環境教育プログラムの作成を支援  |  |
| 豊中市   | 保育所・幼稚園の年長児を対象とした絵本「きょうの給食なーにかな」を作成し、配布   | 食品ロスを減らすためのレシピを募集する「エコレシピコンテスト」の開催                       |
| 池田市   | 子どもたちにごみに対する正しい理解を深めてもらうことを目的として、小学生を対象とした3R出前授業「ごみスクール」を実施                           |  |
| 吹田市   | 市資源リサイクルセンターにおいて、小・中学校で行われている環境学習に対して、ごみの分別や廃品利用等の講座による体験学習を実施                        |  |
| 泉大津市  | 環境学習副読本の活用  |  |
| 貝塚市   | 市内小学4年生を対象とした環境学習出前講座を実施  |  |
| 守口市   | 小学生用副読本「わたしたちのくらしとごみ」の作成・配布   |  |
| 枚方市   | 環境副読本「わたしたちのくらしと環境」を刊行し、毎年市内小学校4年生全員に配付   | ごみ減量イベントにおいて、栄養専門学校へ通う学生らがヘタや皮、種などを活用した料理を販売し、食品ロスの削減を啓発 |
| 茨木市   | 小学校へ環境学習の副読本を配布   |  |
| 八尾市   | ごみ削減のための啓発活動として、市内の保育所、小中学校等を対象に出前講座を実施   |  |
| 寝屋川市  | 小学4年生を対象に、施設見学及び市のごみについての講義・ビデオ鑑賞による環境学習を実施   | ホームページ上で、ごみ減量につながるエコレシピを募集し、ホームページや「ごみ通信」へ掲載             |
| 河内長野市 | 環境冊子「エコのまち河内長野 みんなで一緒に」を作成し、市内公共施設などで配布。「放課後子ども教室（スキップ）」でエコバッグを作成するなど地域・学校での環境教育への取組み |  |

|      |   |                                  |
|------|---|----------------------------------|
| 大東市  | 小学4年生用に環境副読本「大東のかんきょう」を作成し、配布                                   |                                  |
| 和泉市  | 小学4年生向け副読本「ごみとわたしたち」を作成し、配布。学校への出前授業を実施                         |                                  |
| 箕面市  | 市内小学生を対象に、社会の学習の一環として廃棄物処理施設を見学し廃棄物の処理の流れ、3Rについて学習              |                                  |
| 柏原市  | 環境保全に対する意識啓発を目的として、ごみの分別や収集作業、3Rについて小学校での出前授業を実施                |                                  |
| 藤井寺市 | 小学校において、ごみが辿ってきた歴史とこれからのあり方、3R推進などについての出前講座を実施                  |                                  |
| 東大阪市 | 自治会、保育所、学校を対象に出前講座を実施し、ごみ処理の流れや分別の説明、エコバッグの手作り等を実施              |                                  |
| 四條畷市 | 幼稚園・保育園等における出前講座を実施   |                                  |
| 交野市  | 市内小学校・幼稚園での出前講座開催。環境副読本の作成、配布                                   |                                  |
| 阪南市  | 容器包装の分別についての生涯学習・出前講座を実施  |                                  |
| 島本町  | 「ごみの減量・資源化について」等の出前講座を実施  |                                  |
| 豊能町  | 小学校、幼稚園、保育所で環境学習を実施。ごみの分け方や出し方について、町の職員が出向きわかりやすく説明する「井戸端会議」を実施 |                                  |
| 能勢町  |   | 野菜や果物の皮を捨てずに食べるレシピを募集し、ホームページで公表 |
| 熊取町  | 町立小学校において、4年生を対象にごみの出し方・減らし方に関するセミナーを実施                         |                                  |
| 田尻町  | 「ゴミと地球環境」について出前講座を実施  |                                  |

(出典) 各市町村ホームページ、平成26年度「ごみ減量・リサイクル推進週間」事業実施報告、平成26年度「環境衛生週間」事業実施報告、平成27年度「ごみ減量・リサイクル推進週間」事業実施報告

(18) 市町村のスマートフォンアプリを活用した周知啓発の取組み

| 市町村  | アプリの名称                         | 主な機能   |
|------|--------------------------------|--|
| 大阪市  | ごみ分別促進アプリ「さんあ〜る」               | 収集日カレンダー、収集日アラーム、ごみ分別帳、ごみ出し便利帳                     |
| 高槻市  | 「高槻市ごみアプリ」                     | 分別に関する単語検索、ごみの分け方・出し方の解説、収集日カレンダー、収集日アラーム          |
| 貝塚市  | 「ピカッと貝塚!!」                     | ごみ出しカレンダー、ごみ出し通知、ごみ分別辞典                            |
| 富田林市 | 「富田林市ゴミチェッカー」<br>「富田林市ゴミかれんだー」 | ごみの分別方法を確認<br>ごみの収集日カレンダー                          |
| 柏原市  | 「柏原市ゴミチェッカー」                   | ごみの種類の検索、収集日カレンダー、拠点収集（ペットボトルや紙パックなど）の収集場所や収集品目の表示 |

(出典) 各市町村ホームページ

(19) 生活系ごみに占める生ごみ、紙ごみ、プラスチック製容器包装の割合

(単位：%)

| 市                    | 大阪市  | 堺市   | 高槻市  | 吹田市  |
|----------------------|------|------|------|------|
| 年度                   | H26  | H26  | H26  | H25  |
| 生ごみ                  | 36.2 | 41.0 | 36.1 | 22.2 |
| 手つかず食品               | 5.8  | 4.3  | 4.5  | -    |
| 紙ごみ                  | 32.3 | 32.8 | 25.8 | 33.6 |
| 資源化可能な紙ごみ            | 14.9 | 16.9 | 13.5 | 9.6  |
| プラスチック製容器包装 (分別収集実施) | 7.1  | 5.9  | -    | -    |
| (分別収集未実施)            | -    | -    | 15.5 | 11.3 |

(出典) 大阪市：第 58 回大阪市廃棄物減量等推進審議会資料 (H27.9) から大阪府作成

堺市：生活ごみ組成分析調査 (平成 26 年度) H27.3

高槻市：高槻市一般廃棄物処理基本計画策定のためのごみ組成調査報告書 H26.10

吹田市：すいたの環境 H26 年度版

## (20) 市町村の事業系ごみ削減にむけた取組み

### ○大阪市

- ・平成 25 年 10 月より市の焼却工場への再生可能な紙類の搬入を禁止
- ・事業系ごみの古紙について「古紙回収協力店制度」を設け、小規模事業者の古紙の分別排出を促進

(単位: トン)

|          | H20     | H21     | H22     | H23     | H24     | H25     | H26     |
|----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 事業系ごみ排出量 | 865,699 | 710,193 | 707,888 | 710,749 | 688,675 | 627,754 | 571,918 |

### ○堺市

- ・平成 26 年 10 月より清掃工場への併せ産廃の搬入を禁止、搬入物の検査機を導入し、展開検査を強化
- ・紙ごみの減量・リサイクルに向けた呼びかけ・意識啓発を実施
- ・事業系ごみ・産業廃棄物の適正処理と減量の取組み事例を紹介する「事業系一般廃棄物減量セミナー」を開催

(単位: トン)

|          | H20     | H21     | H22     | H23     | H24     | H25     | H26     |
|----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 事業系ごみ排出量 | 135,951 | 128,391 | 128,310 | 125,173 | 129,076 | 126,091 | 111,406 |

### ○高槻市

- ・平成 21 年に条例において定めていた併せ産廃の規定を削除
  - 一般廃棄物許可業者を通し、排出事業者へ産業廃棄物を混入しないよう注意を喚起
  - 事業系一般持込みごみの事前届出制度を開始

(単位: トン)

|          | H20    | H21    | H22    | H23    | H24    | H25    | H26    |
|----------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 事業系ごみ排出量 | 72,624 | 55,482 | 39,043 | 38,556 | 37,353 | 37,253 | 36,991 |

### ○寝屋川市

- ・事業所から提供された新聞や雑誌などの資源物も、地域の集団回収活動団体の奨励金の交付対象とし、事業所から排出される資源物を地域の集団回収に提供できる制度を実施（平成 20 年開始）

### ○摂津市

- ・事業系古紙の登録回収制度（平成 14 年ごみ処理手数料の改定に併せて開始）
  - 古紙の回収を希望する小規模事業所は事前に登録。古紙業者等と打合せの上、回収日時などを設定して個別回収

(21) 事業系ごみに占める紙ごみ、プラスチックの割合

(単位：%)

| 市         | 大阪市  | 高槻市  | 豊中市  | 吹田市  |
|-----------|------|------|------|------|
| 年度        | H24  | H26  | H26  | H25  |
| 資源化可能な紙ごみ | 26.1 | 23.4 | 13.5 | 12.8 |
| プラスチック    | 14.8 | 14.3 | 14.3 | 21.4 |

(出典) 大阪市：事業系一般廃棄物排出実態調査報告書（平成 24 年度）

高槻市：高槻市一般廃棄物処理基本計画策定のためのごみ組成調査報告書 H26.10

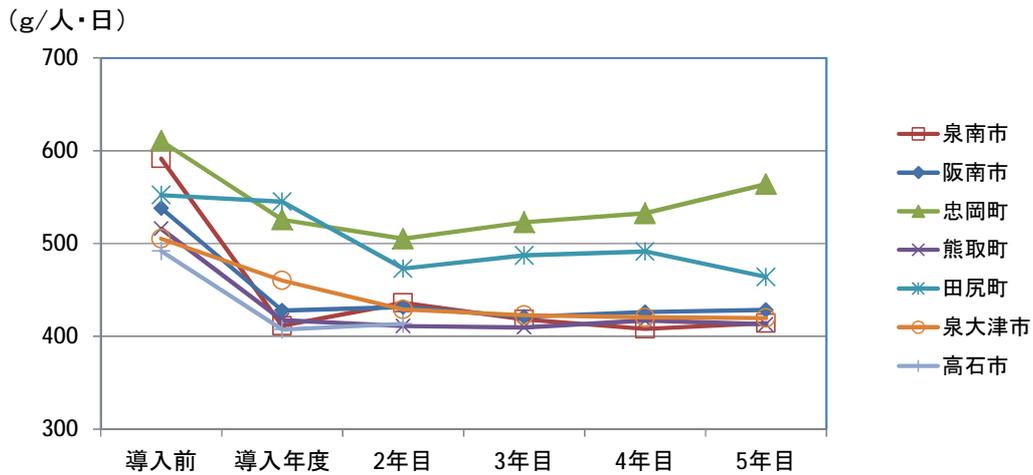
豊中市：豊中市事業系ごみ減量マニュアル（平成 27 年度）

吹田市：すいたの環境 H26 年度版

## (22) 生活系混合/可燃ごみの有料化実施市町村

| 市町村名  | 導入年月    | 手数料等  |
|-------|---------|---|
| 富田林市  | H8年2月   | 指定配付枚数を超えるとき<br>シール 30L用1枚50円、45L用1枚100円                        |
| 河内長野市 |         |   |
| 大阪狭山市 |         |   |
| 太子町   |         |   |
| 河南町   |         |   |
| 千早赤阪村 |         |   |
| 岸和田市  | H14年7月  | 指定配付枚数を超えるとき<br>シール 30L用1枚70円、45L用1枚100円                        |
|       | H22年4月  | 指定袋 10L袋1枚10円、20L袋1枚20円、<br>45L袋1枚45円                           |
| 箕面市   | H15年10月 | 指定配付枚数を超えるとき<br>指定袋 20L袋1枚40円、30L袋1枚60円                         |
| 能勢町   | H15年10月 | 指定配付枚数を超えるとき シール 45L用1枚100円                                     |
| 貝塚市   | H16年4月  | 指定袋 30L袋1枚9円、45L袋1枚9円   |
| 池田市   | H18年4月  | 指定配付枚数を超えるとき<br>指定袋 10L袋1枚20円、20L袋1枚40円、<br>30L袋1枚60円、40L袋1枚80円 |
|       | H24年4月  | 指定袋 10L袋1枚8円、20L袋1枚16円、<br>30L袋1枚24円、40L袋1枚32円                  |
| 泉佐野市  | H18年4月  | 指定袋 10L袋1枚10円、20L袋1枚20円、<br>50L袋1枚50円                           |
| 泉南市   | H20年4月  | 指定袋 10L袋1枚10円、20L袋1枚20円、<br>30L袋1枚30円、45L袋1枚45円                 |
| 阪南市   | H20年4月  | 指定袋 15L袋1枚15円、30L袋1枚30円、<br>45L袋1枚45円                           |
| 忠岡町   | H20年10月 | 指定袋 20L袋1枚20円、30L袋1枚30円、<br>45L袋1枚45円                           |
| 熊取町   | H21年4月  | 指定袋 20L袋1枚10円、45L袋1枚20円   |
| 田尻町   | H22年2月  | 指定袋 10L袋1枚10円、20L袋1枚20円、<br>50L袋1枚50円                           |
| 泉大津市  | H22年12月 | 指定袋 15L袋1枚15円、30L袋1枚30円、<br>45L袋1枚45円                           |
| 高石市   | H25年4月  | 指定配付枚数を超えるとき<br>シール 15L用1枚30円、30L用1枚60円、<br>45L用1枚90円           |
| 和泉市   | H27年10月 | 指定袋 5L袋1枚5円、10L袋1枚10円、<br>20L袋1枚20円、45L袋1枚45円                   |

(23) 平成 19 年以降に生活系混合/可燃ごみ有料化を導入した市町の生活系ごみの収集量の経年変化

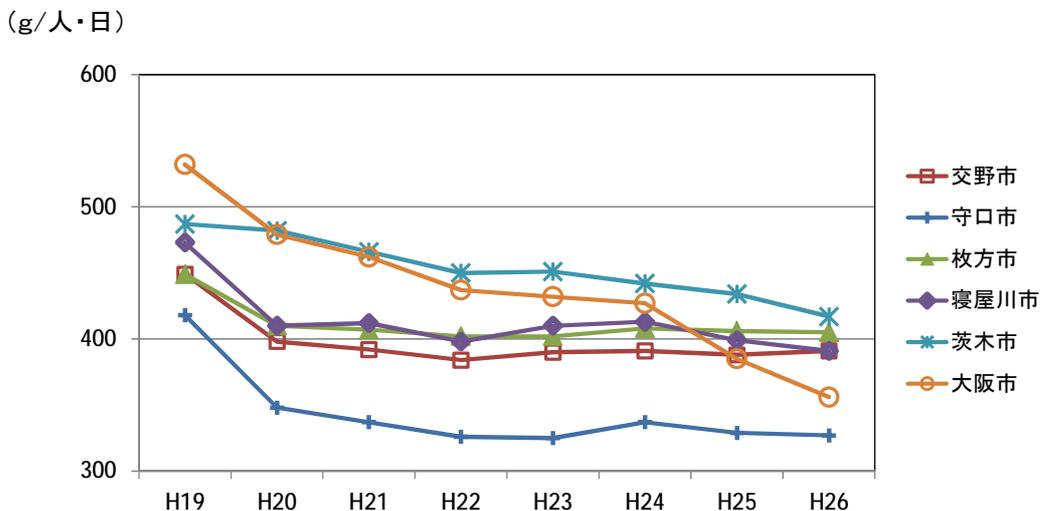


(24) 平成 19 年以降に有料化以外の施策を行って生活系ごみの量が減少した市の例と、生活系混合/可燃ごみの収集量の経年変化

〈平成 19 年以降に有料化以外の施策を行った市の例〉

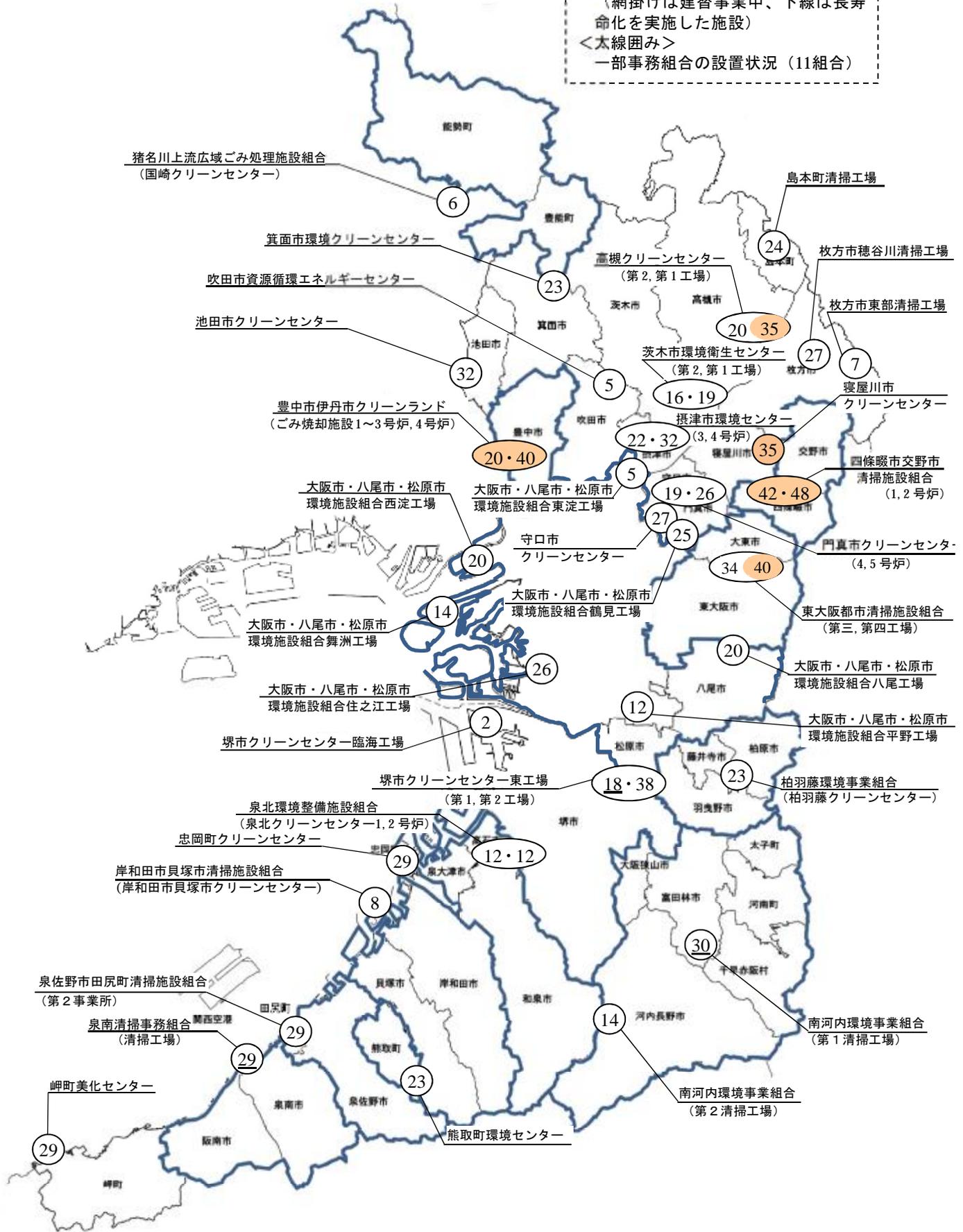
| 市町村名 | 導入年 | 施策  |
|------|-----|---|
| 交野市  | H19 | 容器包装プラ・ペットボトルの分別収集の開始                                   |
| 守口市  | H19 | 容器包装プラの分別収集を開始  |
| 枚方市  | H20 | 容器包装プラ・ペットボトルの全市収集開始                                    |
| 寝屋川市 | H20 | 古紙・古布の分別収集の開始   |
| 茨木市  | H20 | 古紙の行政収集開始、透明・半透明のごみ袋による排出制度の開始                          |
| 大阪市  | H25 | 古紙・衣類の全市収集開始、分別不適合ごみ袋の取り置きによる啓発・指導、資源化可能な紙類の市焼却工場への搬入禁止 |

〈生活系混合/可燃ごみの収集量の経年変化〉



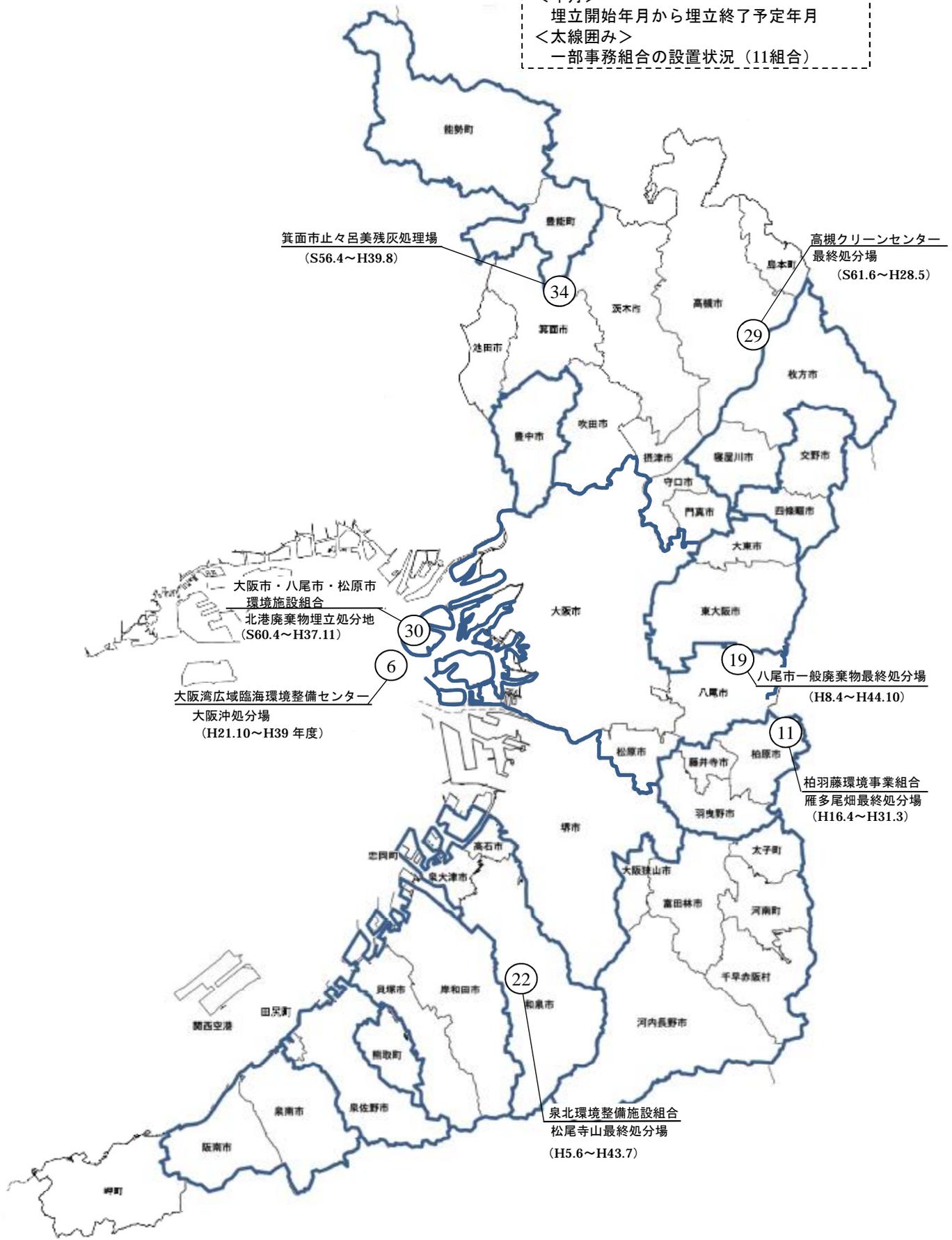
(25) 一般廃棄物焼却施設の設置場所及び設置後の経過年数

【凡例】  
 <○数字>  
 一般廃棄物焼却施設の設置場所、設置後の経過年数(H27.12.31時点)  
 (網掛けは建替事業中、下線は長寿命化を実施した施設)  
 <太線囲み>  
 一部事務組合の設置状況(11組合)



(26) 最終処分場の設置場所及び埋立終了予定年月

【凡例】  
 <○数字>  
 最終処分場の設置場所、埋立開始からの経過年数(H27.12.31時点)  
 <年月>  
 埋立開始年月から埋立終了予定年月  
 <太線囲み>  
 一部事務組合の設置状況(11組合)



(27) フェニックス事業の状況

〈受入実績 (平成 27 年 9 月末現在)〉

| 処分場<br>(受入開始)    | 区画名 | 面積<br>(h a) | 計画量<br>(千m <sup>3</sup> ) | 埋立量<br>(千m <sup>3</sup> ) | 残容量<br>(千m <sup>3</sup> ) | 進捗率<br>(%) |
|------------------|-----|-------------|---------------------------|---------------------------|---------------------------|------------|
| 尼崎沖<br>(H2. 1)   | 管理型 | 33          | 4,782                     | 4,691                     | 91                        | 98.1%      |
|                  | 安定型 | 80          | 11,000                    | 10,690                    | 310                       | 97.2%      |
|                  | 全体  | 113         | 15,782                    | 15,381                    | 401                       | 97.5%      |
| 泉大津沖<br>(H4. 1)  | 管理型 | 67          | 10,800                    | 10,382                    | 418                       | 96.1%      |
|                  | 安定型 | 136         | 20,000                    | 18,368                    | 1,632                     | 91.8%      |
|                  | 全体  | 203         | 30,800                    | 28,750                    | 2,050                     | 93.3%      |
| 神戸沖<br>(H13. 1)  | 管理型 | 88          | 15,000                    | 10,628                    | 4,372                     | 70.9%      |
| 大阪沖<br>(H21. 10) | 管理型 | 95          | 13,975                    | 3,397                     | 10,578                    | 24.3%      |
| 合 計              | 管理型 | 283         | 44,557                    | 29,098                    | 15,459                    | 65.3%      |
|                  | 安定型 | 216         | 31,000                    | 29,058                    | 1,942                     | 93.7%      |
|                  | 全体  | 499         | 75,557                    | 58,156                    | 17,401                    | 77.0%      |

泉大津沖と尼崎沖の管理型は廃棄物の受入終了

(出典) 大阪湾広域臨海環境整備センター資料から大阪府作成

〈フェニックス処分場への依存状況 (大阪府内・一般廃棄物)〉

|     | 最終処分量 (万 t) | フェニックス搬入量 (万 t) | フェニックス依存度 (%) |
|-----|-------------|-----------------|---------------|
| H12 | 88          | 49              | 56            |
| H17 | 70          | 49              | 70            |
| H22 | 50          | 25              | 50            |
| H25 | 43          | 25              | 59            |

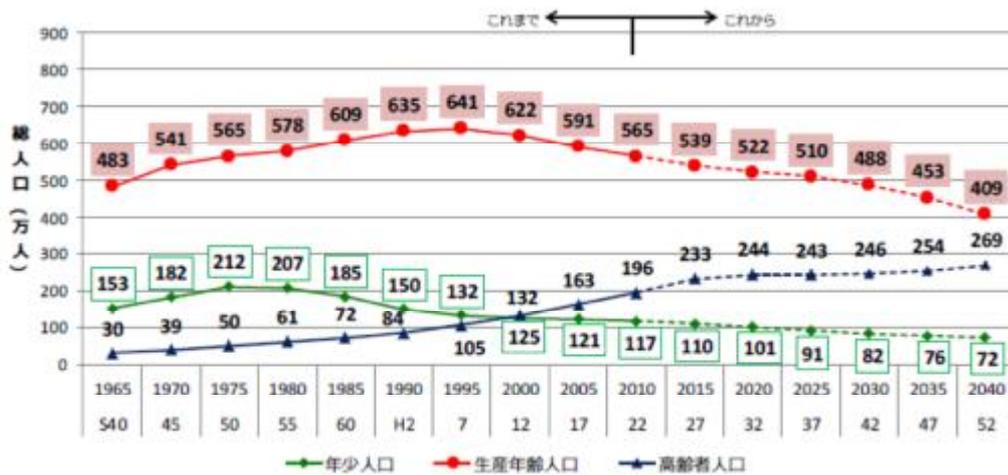
(出典) 一般廃棄物処理実態調査 (環境省) から大阪府作成

(28) 大阪府の人口の推移



(出典) 大阪府人口ビジョン(素案)

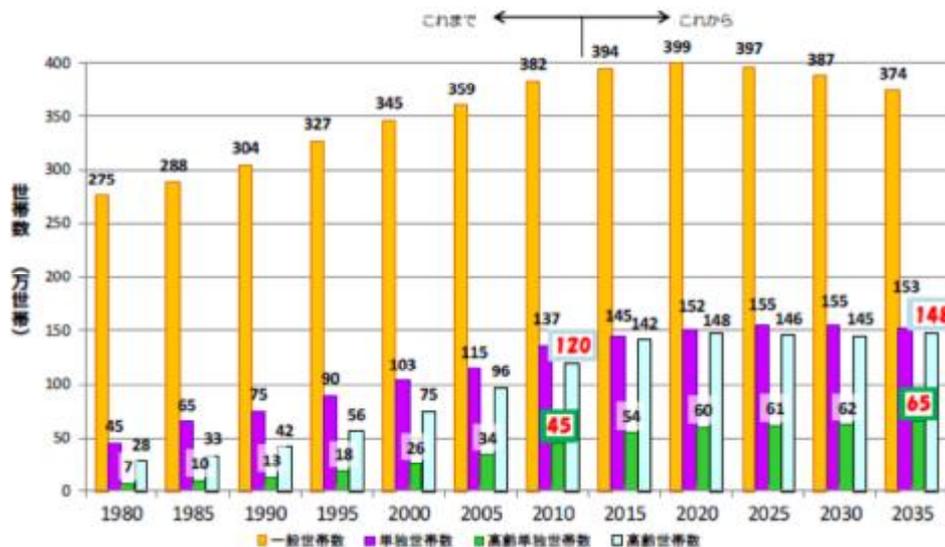
(29) 大阪府の高齢者人口、生産年齢人口、年少人口の推移



\*年少人口：0歳～14歳 生産年齢人口：15歳～64歳 高齢者人口：65歳以上

(出典) 大阪府人口ビジョン(素案)

(30) 大阪府の世帯数と世帯構成の変化



(31) 世帯構成の違いによるごみの排出実態の違い

〈世帯人数別のごみ排出量〉

(単位：g/人・日)

|         | 1人    | 2人    | 3人    | 4人    | 全体    |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
| ごみ排出量   | 742.6 | 599.0 | 504.5 | 468.0 | 561.2 |
| 可燃ごみ排出量 | 445.0 | 363.5 | 325.6 | 286.3 | 350.7 |
| 資源ごみ排出量 | 256.0 | 198.8 | 133.7 | 161.0 | 174.9 |

(出典) 平成25年度港区ごみ排出実態調査報告書、平成24年度ごみ排出実態調査等報告書(板橋区)、  
一般廃棄物処理基本計画改定に向けた廃棄物排出実態調査(台東区) H27.3、  
目黒区資源とごみの排出実態調査 H22.2 から大阪府作成

〈世帯人数別の資源物の分別排出の比率(川崎市)〉

|                         | 1人    | 2人    | 3人    | 4人    | 5人以上  |
|-------------------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 資源ごみのうち可燃ごみとして排出されていた割合 | 27.2% | 11.9% | 13.1% | 17.1% | 15.5% |

(出典) 平成26年度市民ごみ排出実態調査報告書(川崎市)

〈世帯形態別ごみ排出量(東京都板橋区)〉

(単位：g/人・日)

|      | 勤労世帯  | 自営業   | 年金世帯  |
|------|-------|-------|-------|
| 可燃ごみ | 354.2 | 309.9 | 479.6 |
| 不燃ごみ | 23.1  | 10.9  | 41.5  |
| 資源ごみ | 123.4 | 111.3 | 173.8 |
| 合計   | 500.7 | 432.1 | 694.9 |

(出典) 平成24年度ごみ排出実態調査等報告書(板橋区)

〈地域別ごみ排出量(東京都荒川区)〉

(単位：g/人・日)

|      | クラスター① | クラスター③ | クラスター② |
|------|--------|--------|--------|
| 可燃ごみ | 513.3  | 514.0  | 398.2  |
| 不燃ごみ | 75.5   | 55.0   | 46.6   |
| 資源ごみ | 243.2  | 199.5  | 167.4  |
| 合計   | 832.0  | 768.5  | 612.2  |

クラスター① 人口密度が高く、高齢者が多い地域  
 クラスター③ 戸建持家が多く、高齢者が多い地域  
 クラスター② 中高層住宅が多く、高齢者が少ない地域

(出典) 荒川区ごみ排出原単位等実態調査報告書 H22.9

(32) 紙おむつについて

〈紙おむつの生産枚数実績（全国）〉

(単位：百万枚)

|          | H22    | H23    | H24    | H25    | H26    |
|----------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 乳幼児用     | 8,630  | 8,701  | 9,591  | 10,721 | 12,026 |
| 大人用      | 4,431  | 4,555  | 4,774  | 4,892  | 4,977  |
| 乳幼児用+大人用 | 13,061 | 13,256 | 14,365 | 15,613 | 17,003 |

(出典) 日衛連 NEWS (日本衛生材料工業連合会) No. 72、No. 74、No. 77～79 から大阪府作成

〈紙おむつの需要予測（全国）〉

(単位：百万枚)

|      |           | H23   | H24   | H25   | H26   |
|------|-----------|-------|-------|-------|-------|
| 乳幼児用 | 対象人口 (千人) | 3,646 | 3,597 | 3,536 | 3,468 |
|      | 需要予測      | 8,630 | 8,573 | 8,500 | 8,405 |
|      | 実績と予測の差   | 71    | 1,018 | 2,221 | 3,621 |
| 大人用  | 対象人口 (千人) | 2,095 | 2,168 | 2,238 | 2,304 |
|      | 需要予測      | 4,562 | 4,749 | 4,931 | 5,105 |
|      | 実績と予測の差   | -7    | 26    | -39   | -128  |

(出典) 日衛連 NEWS (日本衛生材料工業連合会) No. 72、No. 74、No. 77～79 から大阪府作成

〈出生数及び65歳以上高齢者人口（全国）〉

|      |                 | H23    | H24    | H25    | H26    | 平均    |
|------|-----------------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 乳幼児用 | 出生数 (千人)        | 1,051  | 1,037  | 1,030  | 1,001  | —     |
|      | 紙おむつ対象人口/出生数    | 3.47   | 3.47   | 3.43   | 3.46   | 3.46  |
| 大人用  | 65歳以上高齢者人口 (千人) | 29,800 | 30,740 | 31,860 | 32,950 | —     |
|      | 紙おむつ対象人口/高齢者人口  | 0.070  | 0.071  | 0.070  | 0.070  | 0.070 |

(出典) 出生数は厚生労働省「人口動態統計」及び「平成26年人口動態統計の年間統計」、

65歳以上高齢者人口は総務省統計局「統計トピックス」No. 72、No. 90 から大阪府作成

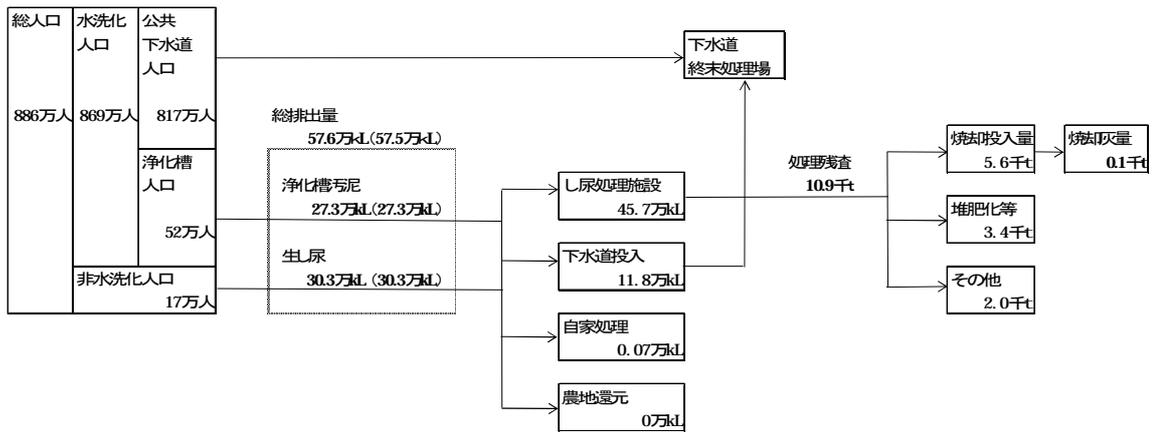
〈大阪府における出生数及び高齢者数の予測〉

|       | H22 (実績) | H27 | H32 | H37 | H42 | H47 | H52 |
|-------|----------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 総人口   | 887      | 881 | 867 | 844 | 816 | 784 | 750 |
| 出生数   | 7.5      | 7.0 | 6.1 | 5.4 | 5.1 | 4.9 | 4.5 |
| 65歳以上 | 196      | 233 | 244 | 243 | 246 | 254 | 269 |

(出典) 大阪府人口ビジョン (素案)

## 2 一般廃棄物（し尿）

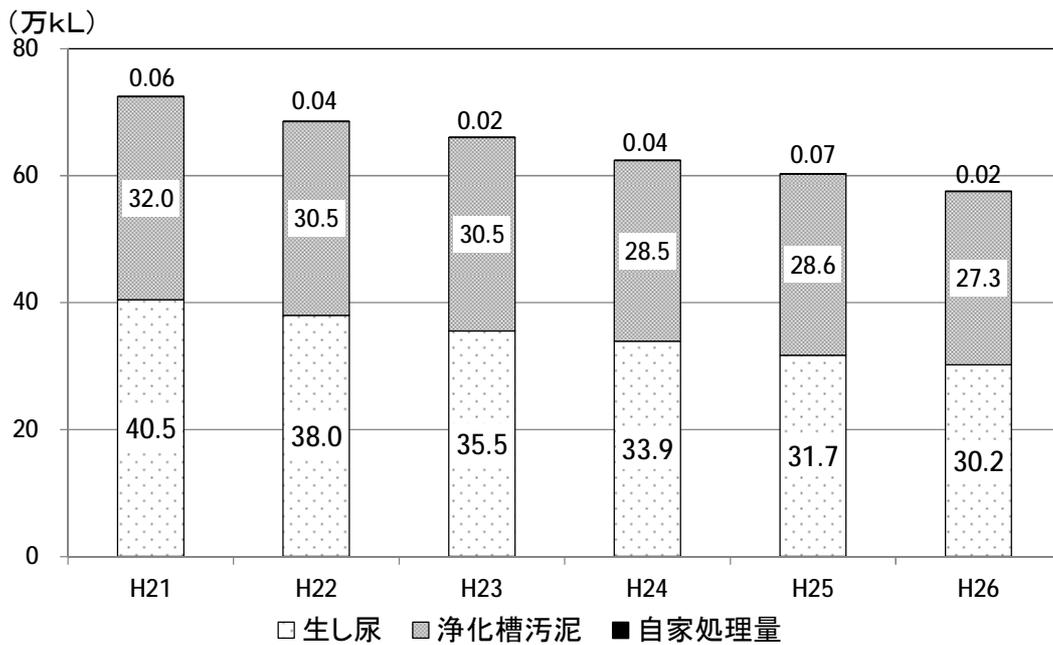
### (1) し尿の処理フロー図（平成 26 年度）



※総排出量欄の（ ）内は、市町村の計画収集量を示す。

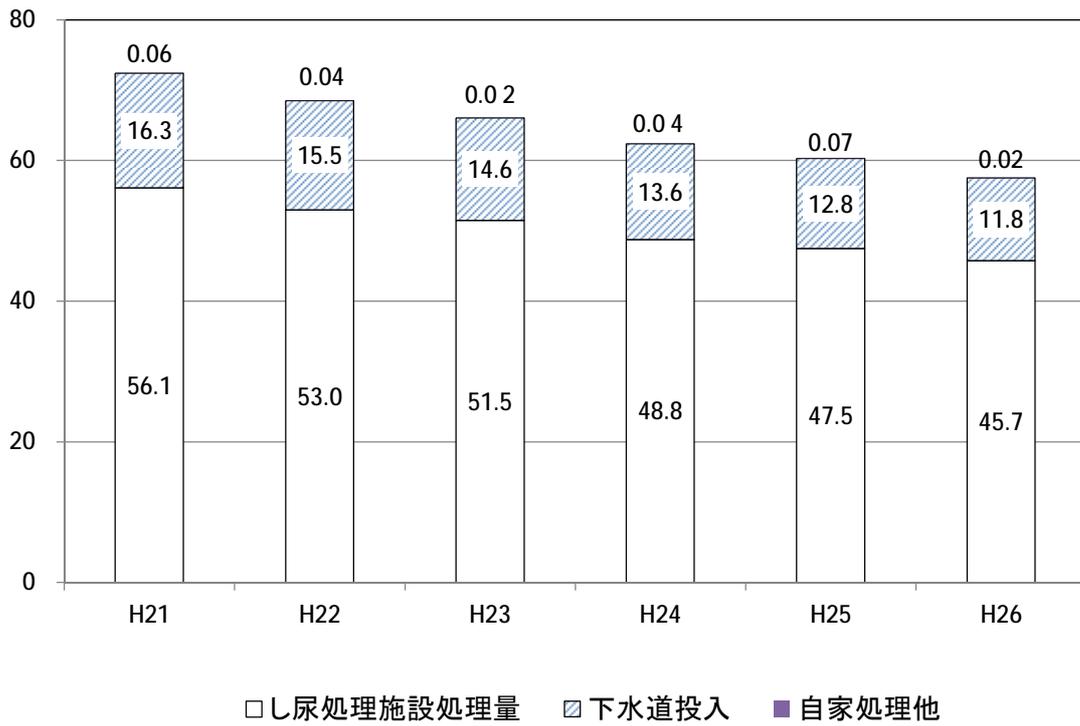
※四捨五入の関係で、各数値が合計値と一致しない場合がある。

### (2) 府内におけるし尿排出量の推移



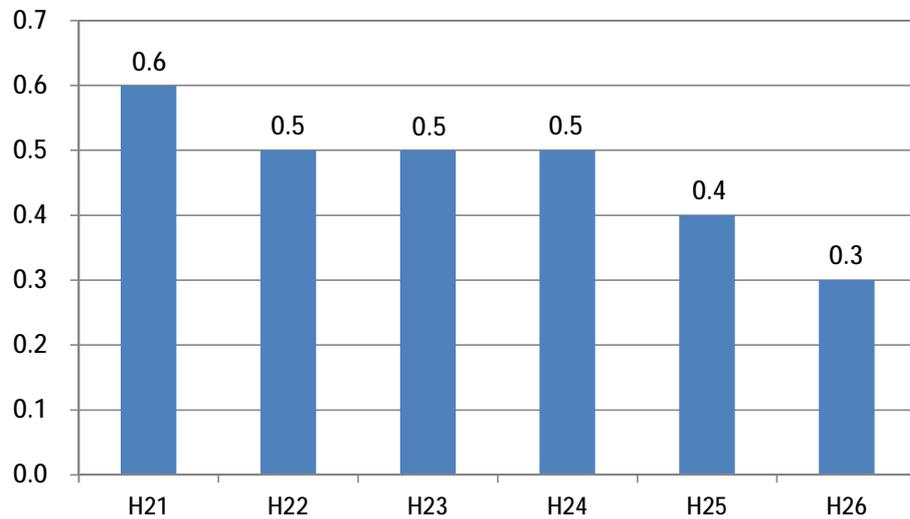
(3) 府内におけるし尿処理量の推移

(万kL)



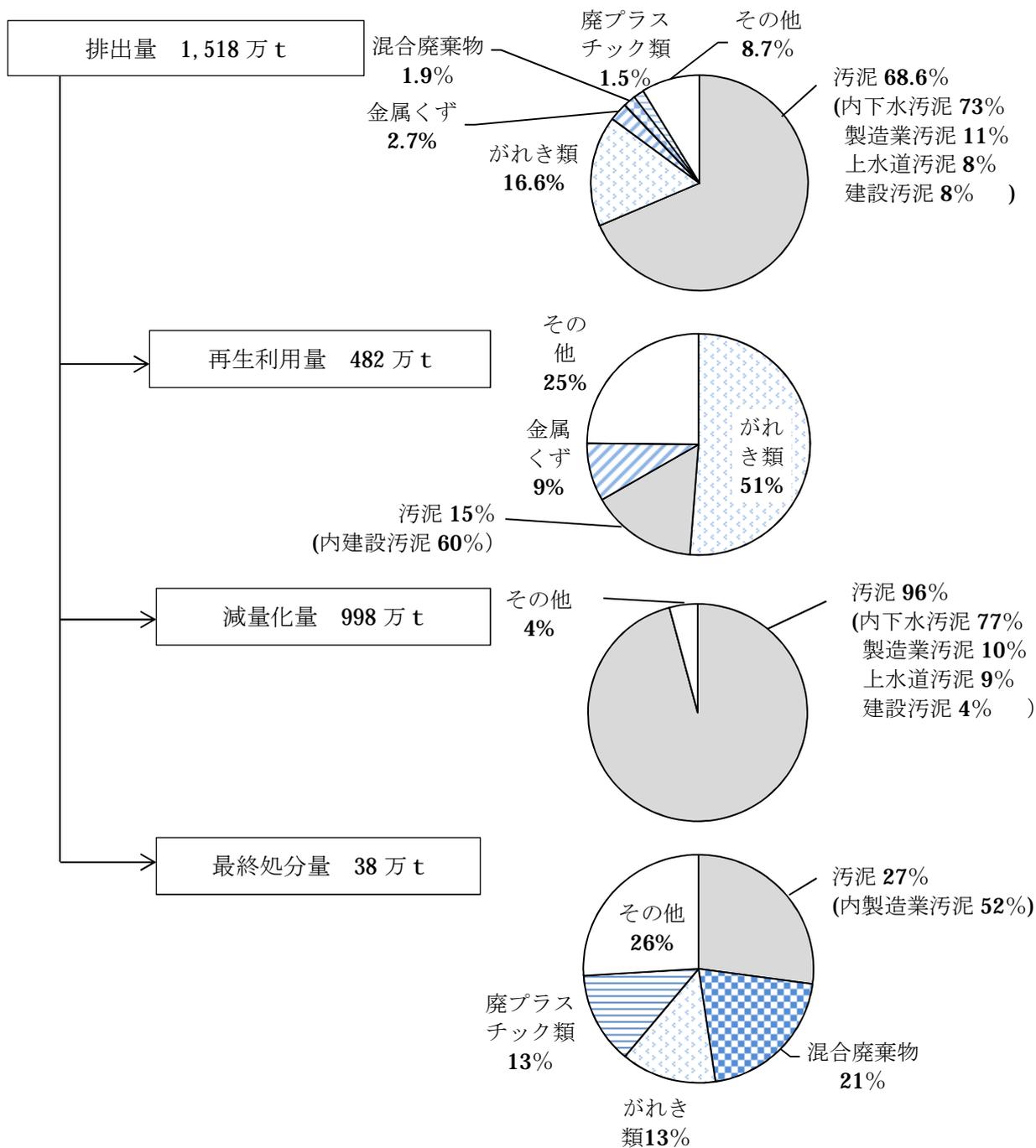
(4) 府内におけるし尿処理残渣の最終処分量の推移

(千t)

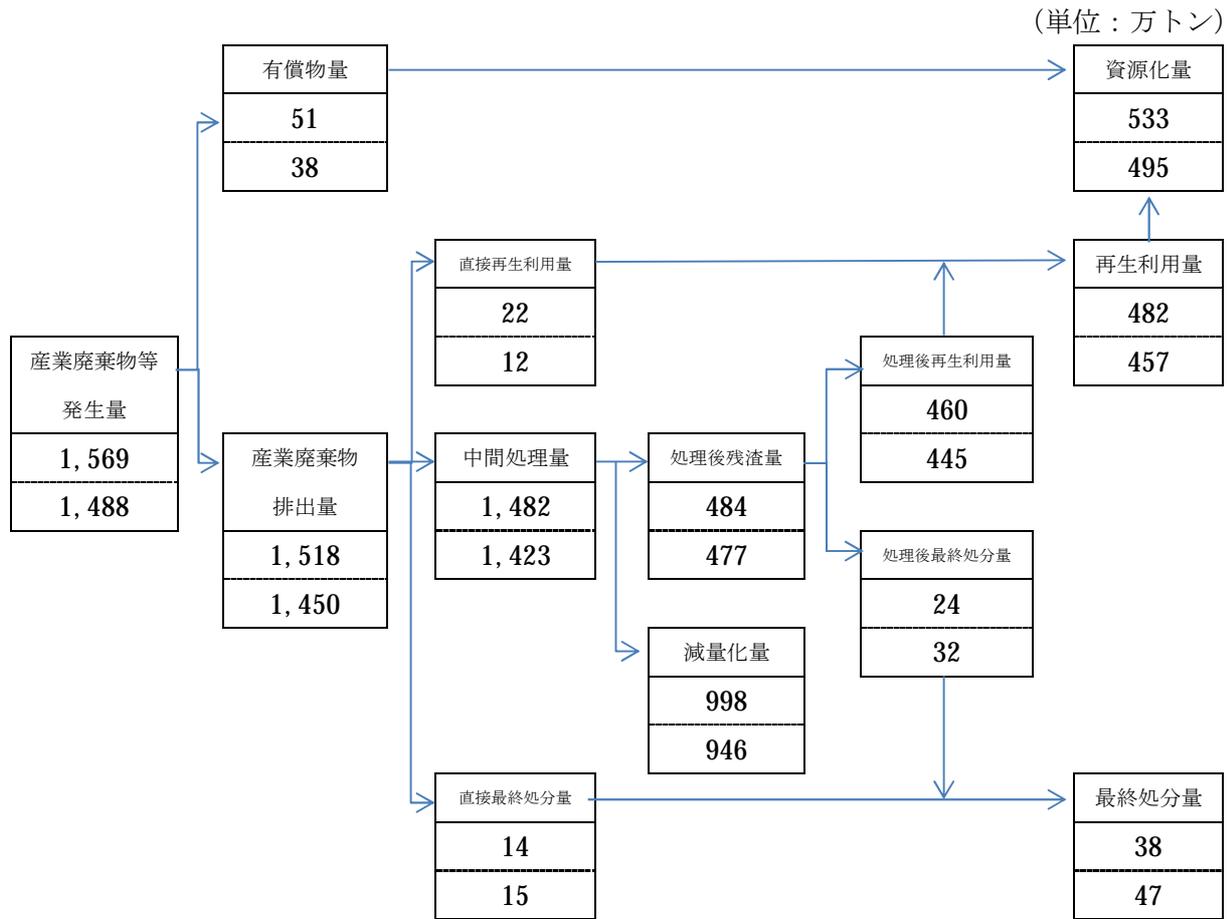


### 3 産業廃棄物

#### (1) 産業廃棄物の排出量等の内訳 (平成 26 年度実績 (速報))

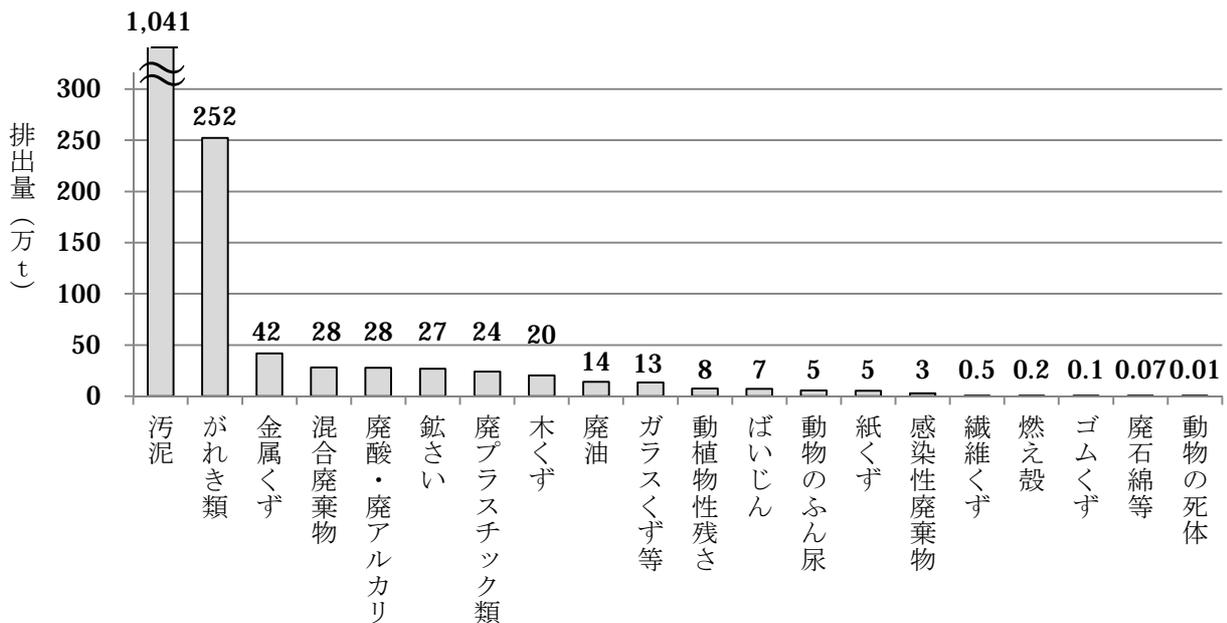


(2) 産業廃棄物の処理フロー図

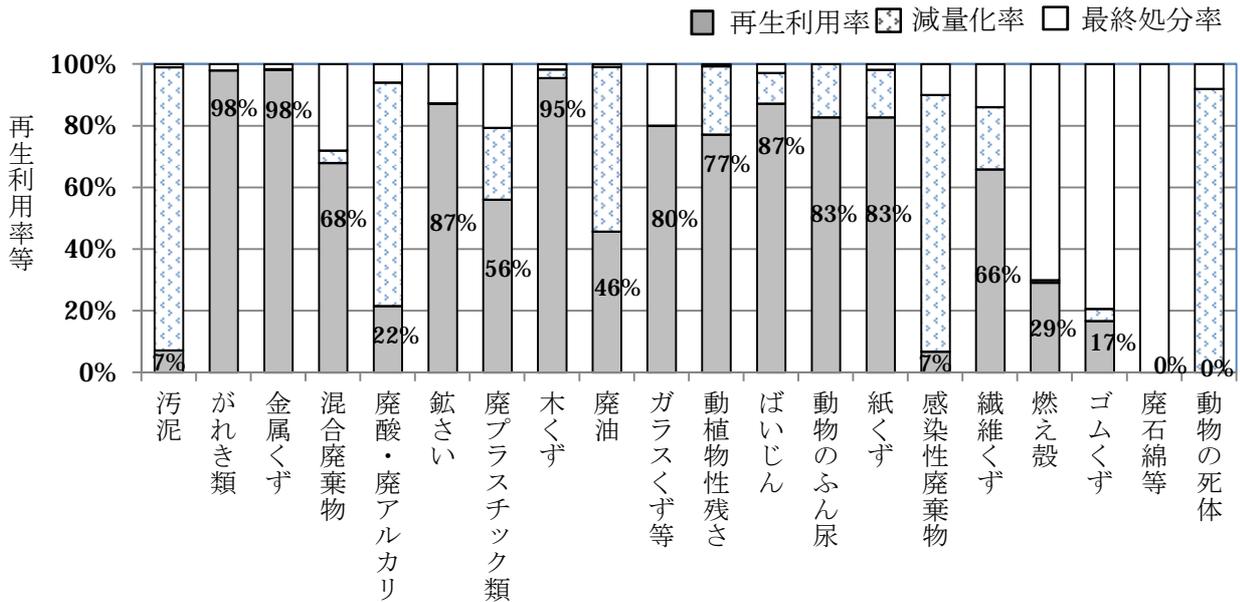


※上段は平成 26 年度実績(速報)、下段は平成 22 年度実績

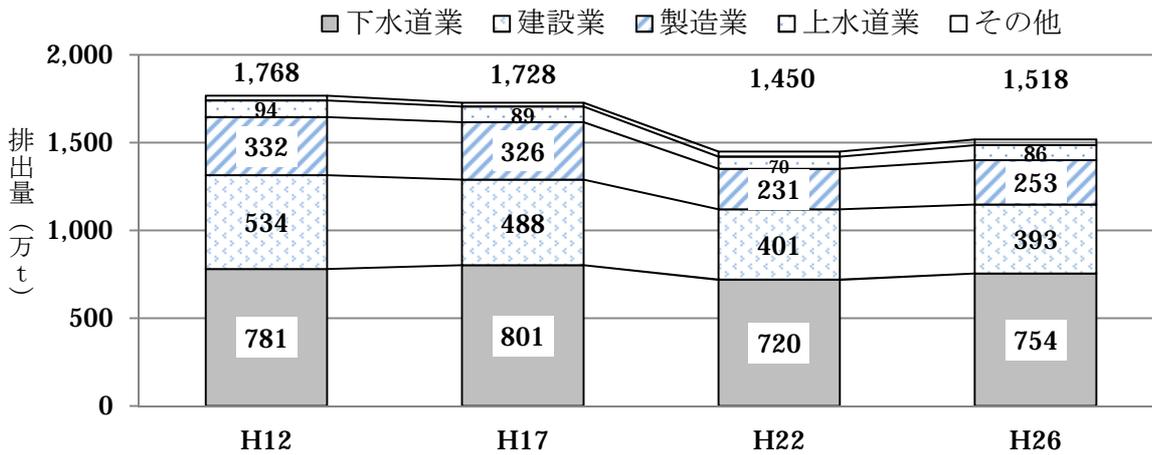
(3) 産業廃棄物の種類別の排出量



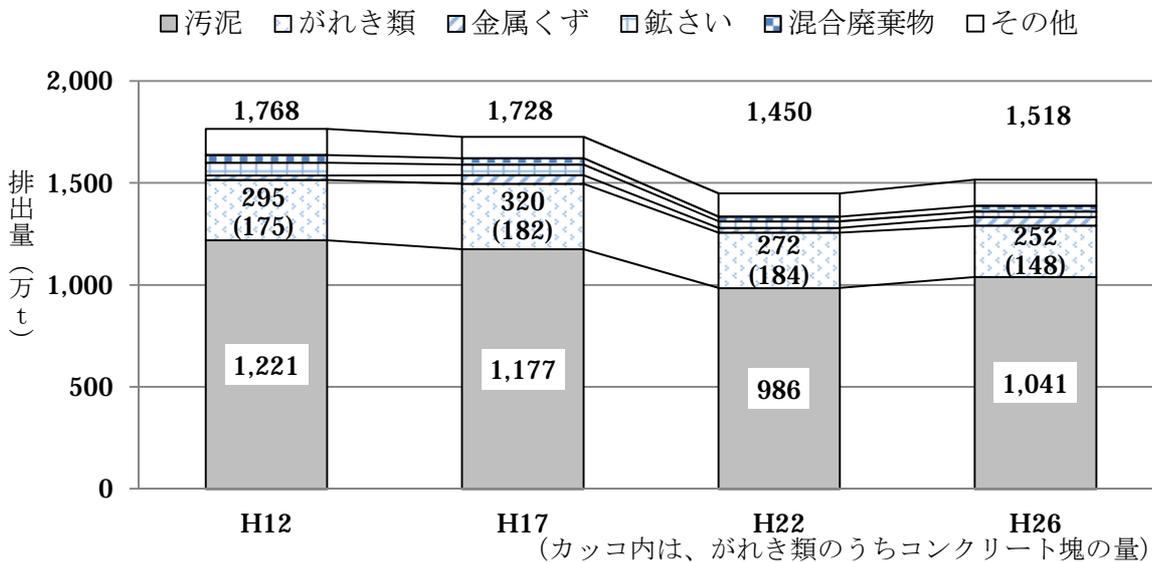
(4) 産業廃棄物の種類別の処理状況



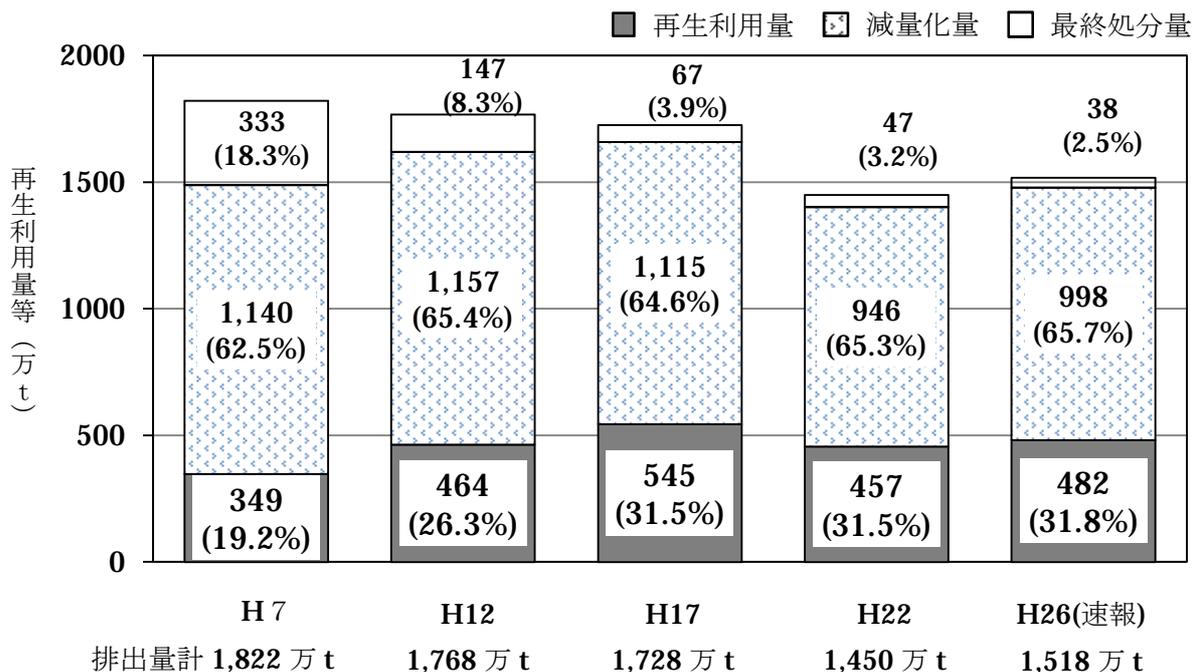
(5) 業種別の排出量の推移



(6) 産業廃棄物の種類別の排出量の推移



(7) 産業廃棄物の排出量等の推移



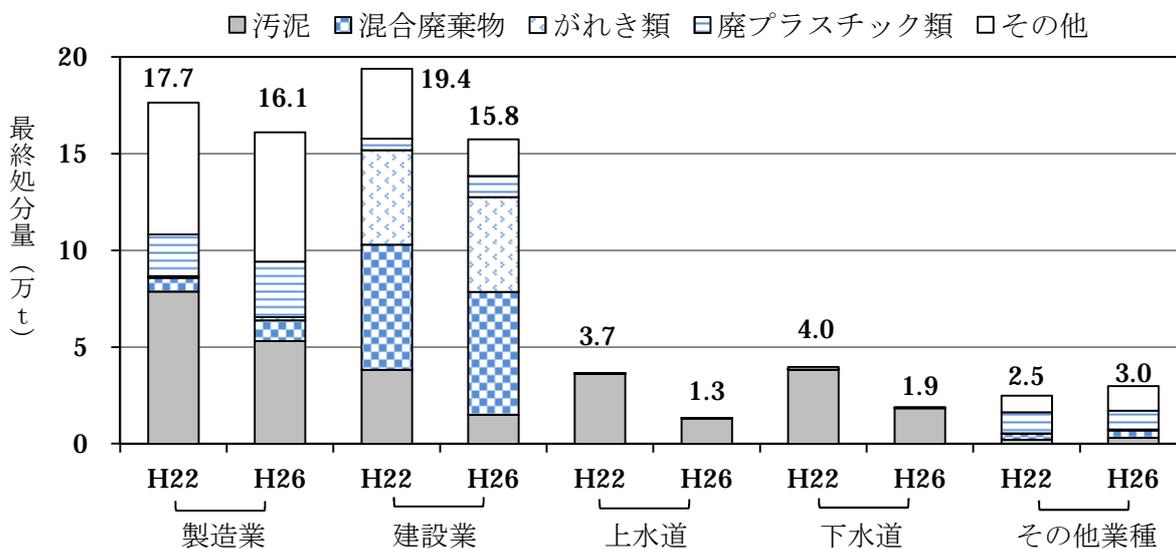
(8) 建設汚泥の排出量等の推移

(単位：万トン)

|       | 平成 22 年度   | 平成 26 年度   |
|-------|------------|------------|
| 排出量   | 85.0       | 84.8       |
| 再生利用量 | 59.2 (70%) | 44.6 (53%) |
| 減量化量  | 22.0 (26%) | 38.7 (46%) |
| 最終処分量 | 3.8 (4%)   | 1.5 (1%)   |

(カッコ内は、排出量に対する割合)

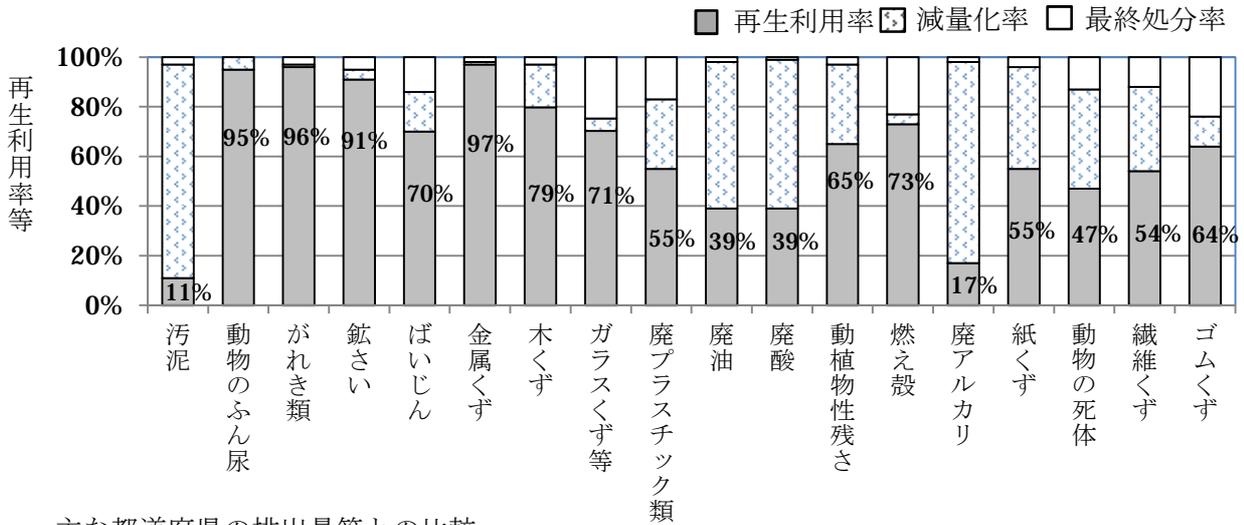
(9) 業種別の最終処分量の推移



(10) 主な都道府県の排出量等との比較

<全国平均の産業廃棄物の種類別処理状況（平成24年度）>

・産業廃棄物の種類ごとに再生利用の状況は異なる。



<主な都道府県の排出量等との比較>

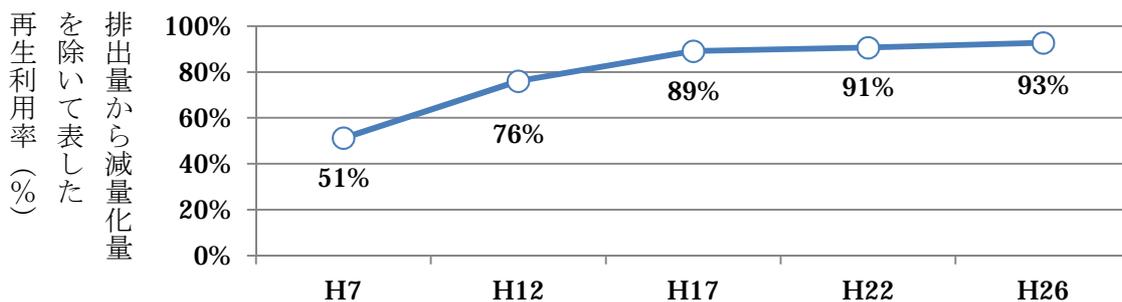
・大阪府と全国平均及び産業廃棄物の排出量の多い都道府県の種類別の割合と処理状況を比較  
 ・再生利用率などの処理状況は、産業廃棄物排出量の種類別の割合の影響を受ける。

|  | 産業廃棄物排出量の種類別の割合 | 産業廃棄物の処理状況 |
|--|-----------------|------------|
| 大阪府<br>(H26)<br><br>排出量<br>合計<br>1,518 万 t   |                 |            |
| 全国平均<br>(H24)<br><br>排出量<br>合計<br>37,913 万 t |                 |            |
| 北海道<br>(H24)<br><br>排出量<br>合計<br>3,875 万 t   |                 |            |

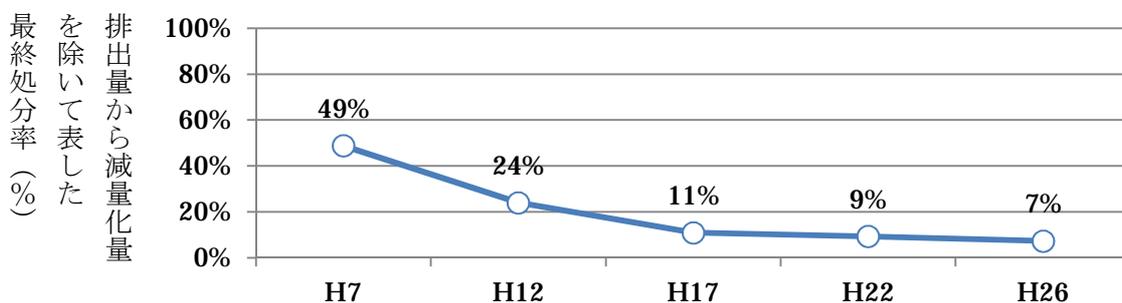
|   | 産業廃棄物排出量の種類別の割合  | 産業廃棄物の処理状況                              |
|---|--|---|
| 千葉県<br>(H20)<br><br>排出量<br>合計<br>2,488 万 t  | <p>汚泥 34%<br/>動物のふん尿 13%<br/>金属くず 10%<br/>ばいじん 10%<br/>鉱さい 10%<br/>がれき類 8%<br/>その他 15%</p> | <p>再生利用 58%<br/>減量化 39%<br/>最終処分 3%</p> |
| 兵庫県<br>(H21)<br><br>排出量<br>合計<br>2,439 万 t  | <p>汚泥 48%<br/>鉱さい 21%<br/>がれき類 7%<br/>ばいじん 6%<br/>動物のふん尿 5%<br/>その他 13%</p>                | <p>再生利用 44%<br/>減量化 51%<br/>最終処分 5%</p> |
| 東京都<br>(H24)<br><br>排出量<br>合計<br>2,357 万 t  | <p>汚泥 71%<br/>がれき類 20%<br/>その他 6%<br/>ガラスくず 3%</p>   | <p>再生利用 30%<br/>減量化 66%<br/>最終処分 4%</p> |
| 愛知県<br>(H21)<br><br>排出量<br>合計<br>1,780 万 t  | <p>がれき類 20%<br/>鉱さい 19%<br/>動物のふん尿 14%<br/>汚泥 14%<br/>金属くず 11%<br/>その他 22%</p>             | <p>再生利用 76%<br/>減量化 19%<br/>最終処分 5%</p> |
| 神奈川県<br>(H21)<br><br>排出量<br>合計<br>1,717 万 t | <p>汚泥 61%<br/>がれき類 22%<br/>その他 13%<br/>金属くず 2%<br/>ばいじん 2%</p>                             | <p>再生利用 41%<br/>減量化 52%<br/>最終処分 7%</p> |

(出典) (全国) 産業廃棄物排出・処理状況調査報告書 (H27.3)  
(北海道) 北海道産業廃棄物処理状況調査(平成24年度)  
(千葉県) 千葉県産業廃棄物処理計画 (H23.3)  
(兵庫県) 兵庫県産業廃棄物処理計画資料編(H25.3)  
(東京都) 東京都産業廃棄物経年変化実態調査報告書 (H26.12)  
(愛知県) 平成21年度の一般廃棄物(ごみ)及び産業廃棄物の減量化状況  
(神奈川県) 神奈川県産業廃棄物総合実態調査報告書 (H23.2)

(11) 排出量から減量化量を除いて表した再生利用率

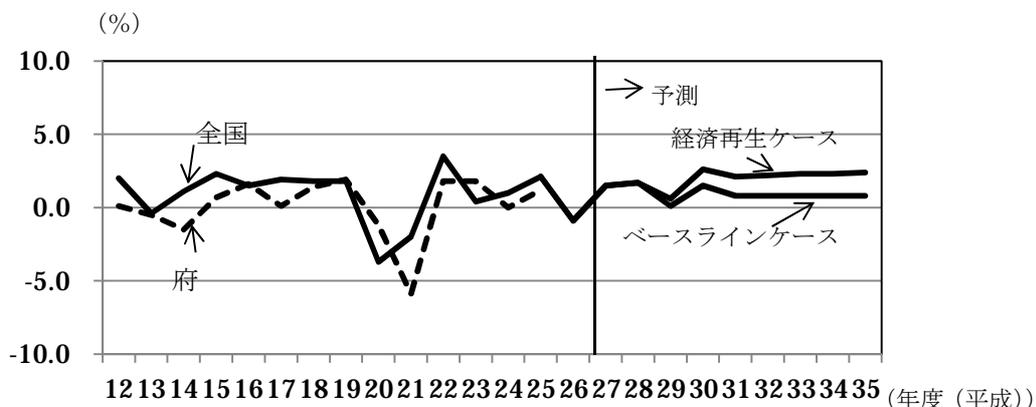


(12) 排出量から減量化量を除いて表した最終処分率の推移



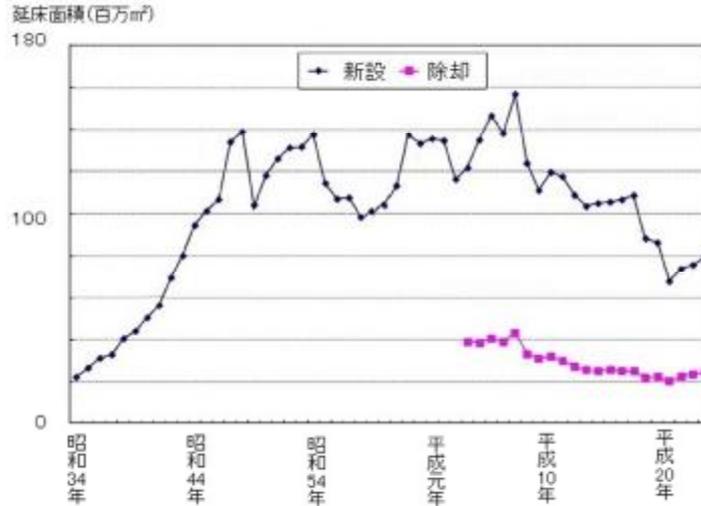
|                       | 大阪府(H26 実績(速報)) | 東京都 (H24) | 全国 (H24) |
|-----------------------|-----------------|-----------|----------|
| 排出量から減量化量を除いて表した再生利用率 | 93%             | 89%       | 94%      |
| 排出量から減量化量を除いて表した最終処分率 | 7%              | 11%       | 6%       |

(13) 大阪府の経済成長率及び全国の経済成長率の推移と今後の予測について



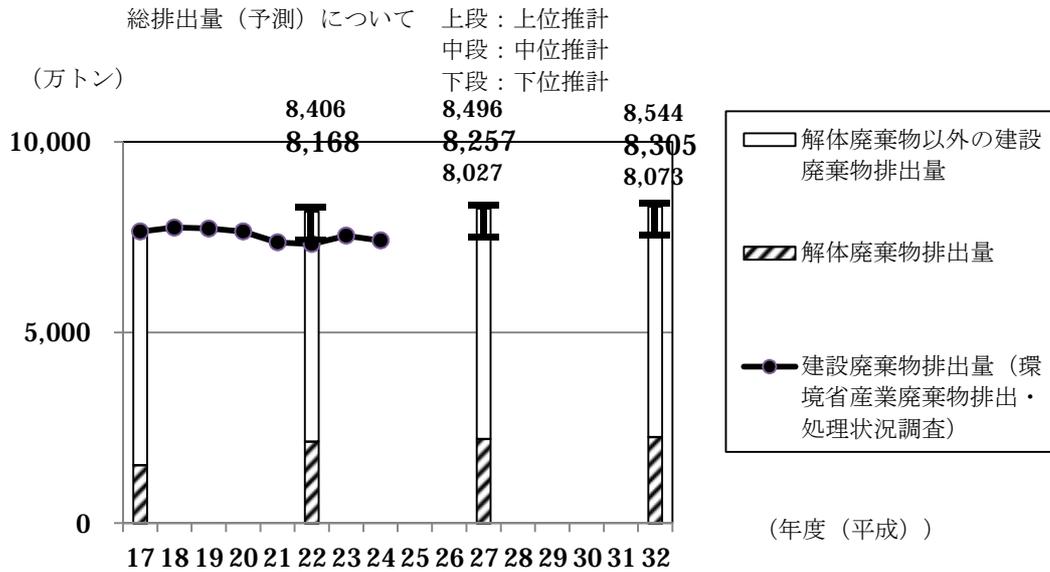
(出典) 経済成長率(全国) 内閣府 国民経済計算  
 「中長期の経済財政に関する試算(平成27年7月22日経済財政諮問会議提出)」  
 (府) 大阪府民経済計算

(14) 着工建築物及び除却建築物の床面積の推移（全国）



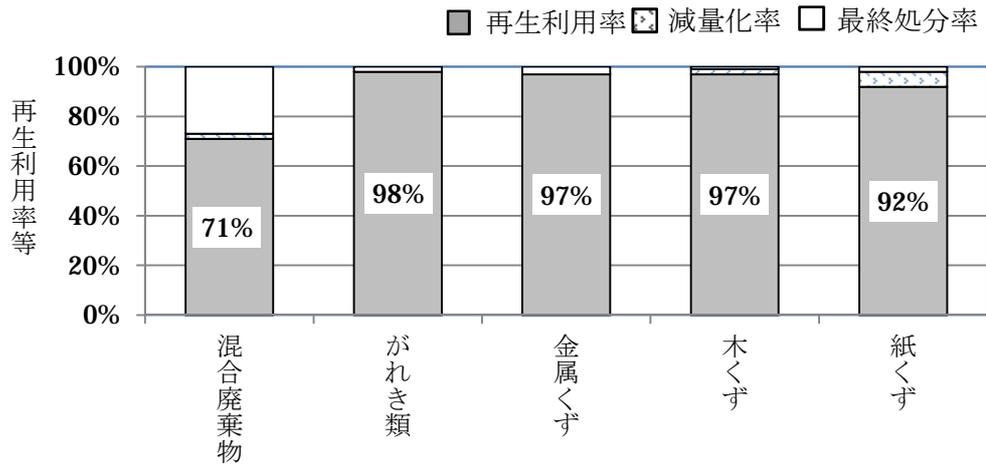
(出典)社会資本整備審議会環境部会建設リサイクル推進施策検討小委員会  
 交通政策審議会交通体系分科会環境部会建設リサイクル推進施策検討小委員会  
 建設リサイクル推進施策検討小委員会 第8回合同部会（平成26年4月8日）配付資料より作成

(15) 建設廃棄物排出量の将来予測（全国）

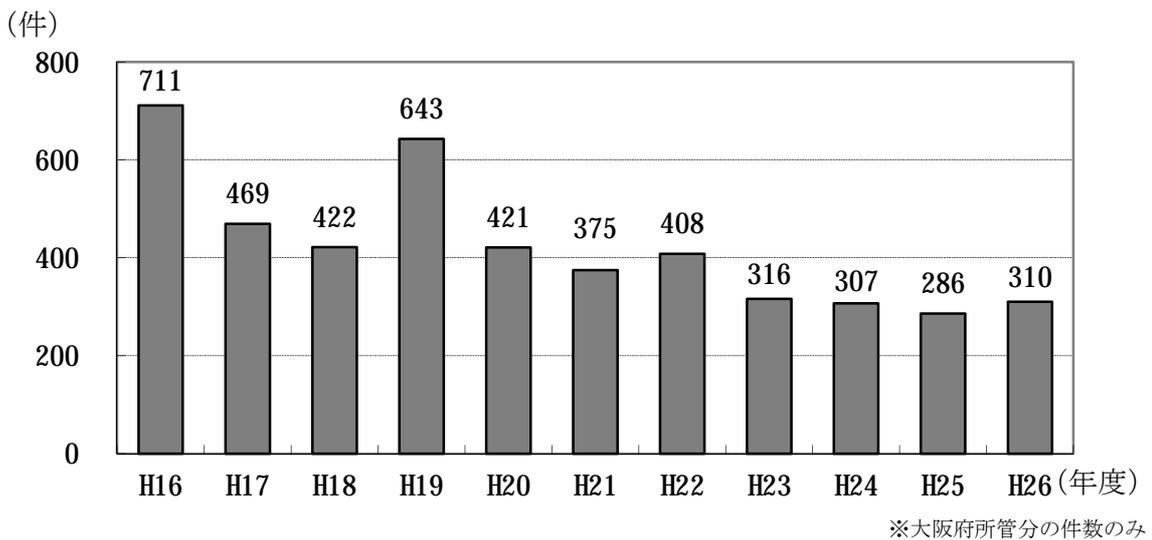


(出典)中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会建設リサイクル専門委員会、社会資本整備審議会環境部会建設リサイクル推進施策検討小委員会第2回合同部会（平成20年1月9日）資料を基に、環境省産業廃棄物排出・処理状況調査のデータを加えて作成

(16) 建設混合廃棄物とその他の建設廃棄物の再生利用率の比較



(17) 不適正処理事案の発生件数



## 《将来推計の概要》

### 1 一般廃棄物

#### (1) 単純将来推計方法

##### (ア) 生活系ごみ

###### ○人口

- ・「大阪府人口減少白書」(改訂版)の「地域別人口の推移」における平成22→37年の地域別人口減少率を1年当たりに割戻して平成32年度の各市の人口を推計し、合計して府の推計人口を算出した。

###### ○府民1人1日当たりの排出原単位

- ・市町村別に平成22→26年度の排出量の推移から、平成32年度における府民1人1日当たりの排出原単位を算出した。

###### ○排出量

- ・推計した人口と年間日数を乗じて各市における平成32年度の排出量を推計した。
- ・各市の推計結果を合計して、大阪府における排出量を推計した。

##### (イ) 事業系ごみ

###### ○従業者1人1日当たりの排出原単位

- ・市町村別に平成22→26年度の排出量の推移から、平成32年度における従業者1人1日当たりの排出原単位を算出した。

###### ○従業者数

- ・平成21年及び26年の経済センサスの従業者数から直線式を用いて、平成32年度の大阪府域における従業者数を推計した。次に、市町村別の従業者数を平成21年の市町村別比率を使用して算出した。

###### ○排出量

- ・推計した従業者数と年間日数を乗じて各市における平成32年度における排出量を推計した。
- ・各市の推計結果を合計して、大阪府における排出量を推計した。

##### (ウ) 資源化量

- ・市町村別の直接資源化量、中間処理後再生利用量は、平成26年度の排出量の内訳が変わらないとして、推計した平成32年度排出量(生活系ごみ+事業系ごみ)より算出した。
- ・市町村別の集団回収量は、生活系ごみ排出量と同様の方法で推計した。
- ・直接資源化量、中間処理後再生利用量、集団回収量を合計して、各市における資源化量を推計した。
- ・各市の推計結果を合計して、大阪府における資源化量を推計した。

(エ) 最終処分量

- ・市町村別の直接処分量、焼却灰の量、焼却施設以外残渣量は、平成 26 年度の排出量の内訳がそのまま変わらないとして、推計した平成 32 年度排出量(生活系ごみ+事業系ごみ)より算出した。
- ・直接処分量、焼却灰の量、焼却施設以外残渣量を合計して、各市における最終処分量を推計した。
- ・各市の推計結果を合計して、大阪府における最終処分量を推計した。

(2) 現状のままで推移した場合の平成 32 年度推計値

(単位：万トン)

|                  | 平成 26 年度<br>実績 (速報) | 平成 32 年度<br>(推計) |
|------------------|---------------------|------------------|
| 排出量              | 318.3               | 285.7            |
| 生活系              | 189.4               | 172.8            |
| 事業系              | 128.9               | 112.9            |
| 1 人 1 日当たり生活系排出量 | 451g/日・人            | 423g/日・人         |
| 再生利用量            | 43.9                | 39.0             |
| 再生利用率            | 13.8%               | 13.6%            |
| 最終処分量            | 39.1                | 33.9             |

(3) 対策等を見込んだ場合の将来推計 (平成 32 年度)

(ア) 対策の内容

○生活系ごみの削減

- ・手つかず食品の排出量を削減する。
- ・資源化可能な紙ごみの混入を削減する。
- ・プラスチック製容器包装の混入を削減する。(プラスチック製容器包装分別収集を行っている市町村のみ)

○事業系ごみの削減

- ・産業廃棄物 (プラスチック) の混入を削減する。
- ・資源化可能な紙ごみの混入を削減する。

(イ) 対策を見込んだ場合の平成 32 年度推計値

- ・推計にあたっては、府内市町村における生活系ごみ質調査結果及び事業系ごみ質調査結果を用い、見込んだ対策がそれぞれ混入割合の平均値で 15%、30%、45%及び 60%削減されるとして推計した。

$$\begin{aligned} \text{排出量} &= (\text{単純推計排出量}) - (\text{手つかず食品削減量}) \\ &\quad - (\text{事業系プラスチック削減量}) - (\text{事業系紙ごみ削減量}) \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{再生利用量} &= (\text{単純推計再生利用量}) + (\text{生活系紙ごみ分別増加量}) \\ &\quad + (\text{プラスチック製容器包装分別増加量}) \end{aligned}$$

〈府内市町村の生活系ごみ質調査結果における混入割合（重量比）〉

（単位：％）

|                     |          | 大阪市  | 堺市   | 高槻市  | 吹田市  | 平均   |
|---------------------|----------|------|------|------|------|------|
| 厨芥類                 |          | 36.2 | 41.0 | 36.1 | 22.2 | 33.9 |
|                     | 手つかず食品   | 5.8  | 4.3  | 4.5  | -    | 4.9  |
| 紙ごみ                 |          | 32.3 | 32.8 | 25.8 | 33.6 | 31.1 |
|                     | 資源化可能な紙類 | 14.9 | 16.9 | 13.5 | 9.6  | 13.7 |
| プラスチック製容器包装（分別収集実施） |          | 7.1  | 5.9  | -    | -    | 6.5  |
| （分別収集未実施）           |          | -    | -    | 15.5 | 11.3 | 13.4 |

〈府内市町村の事業系ごみ質調査結果における混入割合（重量比）〉

（単位：％）

|          | 大阪市  | 高槻市  | 豊中市  | 吹田市  | 平均   |
|----------|------|------|------|------|------|
| プラスチック   | 14.8 | 14.3 | 14.3 | 21.4 | 16.2 |
| 資源化可能な紙類 | 26.1 | 23.4 | 13.5 | 12.8 | 19.0 |

（ウ）大阪府域の排出量等の将来推計値

| 区 分   | 現計画            |                | H32 推計            |                   |                   |                   |                   |
|---|----------------|----------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
|   | 現計画<br>目標(H27) | H26 実績<br>(速報) | 単純将来              | 対策を見込んだ場合の推計値     |                   |                   |                   |
|   |                |                |                   | 15%削減             | 30%削減             | 45%削減             | 60%削減             |
| 排出量   | 282 万トン        | 318 万トン        | 286 万トン<br>(▲16%) | 278 万トン<br>(▲18%) | 271 万トン<br>(▲20%) | 264 万トン<br>(▲22%) | 257 万トン<br>(▲25%) |
| 生活系   | 183 万トン        | 189 万トン        | 173 万トン           | 172 万トン           | 170 万トン           | 169 万トン           | 168 万トン           |
| 事業系   | 99 万トン         | 129 万トン        | 113 万トン           | 107 万トン           | 101 万トン           | 95 万トン            | 89 万トン            |
| 1人1日当たり<br>生活系ごみ排出量<br>(集団回収量・資源<br>ごみ排出量を除く) | 384g/日・<br>人   | 451g/日・<br>人   | 423g/日・<br>人      | 403g/日・<br>人      | 384g/日・<br>人      | 365g/日・<br>人      | 345g/日・<br>人      |
| 再生利用量   | 62 万トン         | 44 万トン         | 39 万トン            | 44 万トン            | 49 万トン            | 54 万トン            | 59 万トン            |
| 再生利用率   | 22%            | 13.8%          | 13.6%             | 15.8%             | 18.0%             | 20.3%             | 22.8%             |
| 中間処理による<br>減量                                 | 184 万トン        | 235 万トン        | 212 万トン           | 202 万トン           | 192 万トン           | 181 万トン           | 171 万トン           |
| 最終処分量   | 35 万トン         | 39 万トン         | 34 万トン<br>(▲28%)  | 32 万トン<br>(▲31%)  | 31 万トン<br>(▲35%)  | 29 万トン<br>(▲38%)  | 27 万トン<br>(▲42%)  |

（ ）内は、平成 24 年度に対する増減の割合である。

## 2 産業廃棄物

### (1) 単純将来推計方法

#### (ア) 推計方法

- 平成 32 年度における産業廃棄物の排出量は、平成 26 年度産業廃棄物処理実態調査から得られた業種別・種類別の排出原単位に、平成 32 年度における活動量指標値（推計値）を乗じて算出した。
- また、上水道業、下水道業の排出量は、各事業者における計画量とした。
- 平成 32 年度における活動量指標値は、下表のとおり、その近年の推移を踏まえて設定した。
- 産業廃棄物の処理方法や中間処理における残さ率等については、平成 26 年度と同一として再生利用量や最終処分量等を推計した。

<将来予測に用いた活動量指標値>

| 業 種   | 活動量指標                    |
|---|--------------------------|
| 建設業   | 元請完成工事高                  |
| 製造業   | 製造品出荷額等                  |
| 鉱業、情報通信業、運輸・郵便業、卸・小売業、飲食・宿泊業、生活関連・娯楽業、教育・学習業、医療・福祉業、他に分類されないサービス業 | 従業者数<br>(ただし、病院については病床数) |

### (2) 対策等を見込んだ場合の将来推計（平成 32 年度）

#### (ア) 建設混合廃棄物の発生を抑制し、建設廃棄物の再生利用を促進

- 工事現場における分別を徹底し、混合廃棄物の発生を抑制する。
- 建設業から排出される廃棄物の総量に占める混合廃棄物の割合（建設混合廃棄物排出率）を、平成 30 年度を目標年度とした建設リサイクル推進計画（国土交通省）における混合廃棄物排出率の目標値（3.5%）として推計した。
- 大阪府における建設混合廃棄物排出率（平成 26 年度実績（速報））は約 6.0%である。

<建設混合廃棄物排出率を 3.5%とした際の再生利用量等の増減量>

| 再生利用増加量 | 減量化増加量  | 最終処分減少量  |
|---------|---------|----------|
| 1.6 万トン | 0.2 万トン | ▲1.8 万トン |

#### (イ) 事業系一般廃棄物の混入削減量を加算

- 府内市町村における事業系一般廃棄物の組成分析結果の事例で、産業廃棄物の混入率が約 16%見られている。
- プラスチック類の一般廃棄物への混入を削減することにより、15~60%が産業廃棄物として排出されることから、この排出量等を見込む。

<事業系一般廃棄物の混入削減による排出量等の増加量>

|               | 15%を産業廃棄物として排出 | 30%を産業廃棄物として排出 | 45%を産業廃棄物として排出 | 60%を産業廃棄物として排出 |
|---------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 排出増加量         | 2.8 万トン        | 5.5 万トン        | 8.2 万トン        | 11.0 万トン       |
| 再生利用増加量       | 1.9 万トン        | 3.8 万トン        | 5.7 万トン        | 7.6 万トン        |
| 中間処理による減量化増加量 | 0.7 万トン        | 1.4 万トン        | 2.1 万トン        | 2.8 万トン        |
| 最終処分増加量       | 0.2 万トン        | 0.3 万トン        | 0.5 万トン        | 0.6 万トン        |

(ウ) 大阪府域の排出量等の将来推計値

| 区 分         | 現計画          |                | 単純将来                 | H32 推計               |                      |                      |                      |
|-------------|--------------|----------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|
|             | 現計画<br>目標    | H26 実績<br>(速報) |                      | 対策を見込んだ場合の推計値※1      |                      |                      |                      |
|             |              |                |                      | 15%削減                | 30%削減                | 45%削減                | 60%削減                |
| 排出量         | 1,565<br>万トン | 1,518<br>万トン   | 1,531 万トン<br>(+0.9%) | 1,534 万トン<br>(+1.0%) | 1,537 万トン<br>(+1.2%) | 1,539 万トン<br>(+1.4%) | 1,542 万トン<br>(+1.6%) |
| 再生利用量       | 551 万トン      | 482 万トン        | 491 万トン              | 494 万トン              | 496 万トン              | 498 万トン              | 500 万トン              |
| 再生利用率       | 35%          | 31.8%          | 32.1 %<br>(+0.3%)    | 32.2 %<br>(+0.4%)    | 32.3 %<br>(+0.5%)    | 32.4 %<br>(+0.6%)    | 32.4 %<br>(+0.6%)    |
| 中間処理による減量化量 | 965 万トン      | 998 万トン        | 1,002 万トン            | 1,003 万トン            | 1,004 万トン            | 1,004 万トン            | 1,005 万トン            |
| 最終処分量       | 49 万トン       | 38.1<br>万トン    | 38.4 万トン<br>(+0.8%)  | 36.8 万トン<br>(▲3.5%)  | 36.9 万トン<br>(▲3.1%)  | 37.1 万トン<br>(▲2.7%)  | 37.2 万トン<br>(▲2.3%)  |

( ) 内は、平成 26 年度に対する増減の割合である。国の基本方針は、直近で実態を把握している平成 24 年度を基準年度としているが、大阪府では、平成 26 年度に実態を把握しているため、平成 26 年度を基準年度としている。

※1：事業系一般廃棄物の分別徹底による加算等を見込んだもの（事業系一般廃棄物に混入しているプラスチック類の 15%、30%、45%、60%が産業廃棄物として排出されるケースでそれぞれ推計）に、混合廃棄物の発生抑制及び再生利用の促進を含めて推計した。混合廃棄物発生抑制対策の見込みは、建設リサイクル推進計画（国土交通省）における平成 30 年度目標値として推計した。

《環境審議会関係》

1 大阪府環境審議会循環型社会推進計画部会委員名簿

(五十音順)

| 氏名    | 所属                       | 備考    |
|-------|--------------------------|-------|
| 浅利美鈴  | 京都大学環境安全保健機構附属環境科学センター助教 |       |
| 尾崎博明  | 大阪産業大学工学部都市創造工学科教授       |       |
| 貫上佳則  | 大阪市立大学大学院工学研究科教授         |       |
| 中浜多美江 | NPO法人関西消費者連合会副理事長        |       |
| 新澤秀則  | 兵庫県立大学経済学部応用経済学科教授       |       |
| 福岡雅子  | 大阪工業大学工学部環境工学科准教授        | 部会長代理 |
| 藤田香   | 近畿大学総合社会学部教授             |       |
| 水野稔   | 大阪大学名誉教授                 | 部会長   |
| 合計    | 8名                       |       |

## 2 審議経過

| 開催日   | 審議内容  |
|---|---|
| 第 52 回環境審議会<br>平成 27 年 6 月 18 日             | 循環型社会推進計画について（諮問）   |
| 第 1 回循環型社会推進計画部会<br>平成 27 年 8 月 10 日        | (1) 次期循環型社会推進計画の策定について<br>(2) 府域における廃棄物の発生状況等について<br>(3) 現行計画の目標達成状況等について |
| 第 2 回循環型社会推進計画部会<br>平成 27 年 9 月 18 日        | (1) 第 1 回部会の指摘事項等について<br>(2) 今後の社会情勢の変化について<br>(3) 次期計画で考慮すべき事項について       |
| 第 3 回循環型社会推進計画部会<br>平成 27 年 11 月 18 日       | (1) 前回部会の補足事項等について<br>(2) 前回検討の指標による排出・再生利用等の状況について<br>(3) 施策の視点について（案）   |
| 第 4 回循環型社会推進計画部会<br>平成 27 年 12 月 25 日       | (1) 前回部会の補足事項等について<br>(2) 目標設定について（案）<br>(3) 部会報告素案について                   |
| 第 5 回循環型社会推進計画部会<br><u>平成 28 年 1 月 26 日</u> | <u>(1) 部会報告案について</u>  |
| 第 53 回環境審議会                                 |   |